

第4次

# 赤磐市男女共同参画基本計画

ひとゆめみらい  
参画でつくる  
みんなのしあわせ



令和4年3月  
赤磐市



## はじめに

本市では、男女共同参画社会の実現にむけ、平成 19 年 3 月に策定した「赤磐市男女共同参画基本計画」とともに、平成 20 年 3 月には「赤磐市男女共同参画推進条例」を制定し、総合的かつ計画的に男女共同参画施策の推進に取り組んでまいりました。

このたび、「第 3 次赤磐市男女共同参画基本計画」の期間満了に伴い、これまでの取組の成果や課題などを踏まえ、「第 4 次赤磐市男女共同参画基本計画」を策定しました。第 3 次基本計画に引き続き、本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づく推進計画、及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV 防止法）」に基づく基本計画と位置づけています。

新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響や平成 30 年 7 月の西日本豪雨災害をはじめとする近年の災害激甚化など、急激な社会情勢の変化とともに、個人の生き方や価値観も多様化しています。誰もが豊かに暮らしていくためには、家庭、地域、学校、職場など社会のあらゆる場面で、性別にかかわらず、一人ひとりの人権が尊重され、その個性と能力を十分に発揮することができる社会を実現しなければなりません。

そのため、策定にあたっては、国の動向も見極めながら、女性の視点からの防災や持続可能な開発目標（SDG s）への対応、ポストコロナ社会を見据えた取組なども踏まえ、赤磐市男女共同参画推進審議会に諮問するとともに、アンケート調査やパブリックコメントを実施し、広く市民や事業所の皆様のご意見をお聴きしました。

今後は、本計画に基づき、「ひと ゆめ みらい 参画でつくる みんなのしあわせ」の実現に向け、市民や事業所、関係団体の皆様との協働により、各種施策を推進してまいりたいと考えておりますので、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりまして、アンケート調査等にご協力いただきました市民や事業所の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提案をいただきました赤磐市男女共同参画推進審議会の皆様に心からお礼を申し上げます。

令和 4 年 3 月

赤磐市長

友實 武 則

## 目 次

|                                       |    |
|---------------------------------------|----|
| 第1章 計画の策定にあたって .....                  | 1  |
| 1 計画策定の趣旨 .....                       | 1  |
| 2 計画の位置づけ .....                       | 2  |
| 3 計画の期間 .....                         | 2  |
| 4 計画の背景 .....                         | 3  |
| 5 計画の策定体制 .....                       | 5  |
| 6 第3次赤磐市男女共同参画基本計画の振り返り .....         | 6  |
| 第2章 赤磐市の現状 .....                      | 12 |
| 1 少子高齢化の進展 .....                      | 12 |
| 2 家族形態の多様化 .....                      | 14 |
| 3 経済状況及び就業構造の変化 .....                 | 15 |
| 第3章 計画の基本的な考え方 .....                  | 16 |
| 1 計画の基本理念 .....                       | 16 |
| 2 計画の基本目標 .....                       | 17 |
| 3 計画の体系 .....                         | 18 |
| 第4章 計画の内容 .....                       | 19 |
| 基本目標1 男女共同参画社会を実現する意識づくり .....        | 19 |
| 重点目標1 男女共同参画の視点に立った意識の改革 .....        | 19 |
| 重点目標2 人権を尊重する意識の醸成 .....              | 26 |
| 基本目標2 男女が共に活躍する活力あふれる地域社会づくり .....    | 29 |
| （女性活躍推進計画） .....                      | 29 |
| 重点目標1 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進 .....    | 29 |
| 重点目標2 雇用の分野における男女共同参画の推進 .....        | 34 |
| 重点目標3 農林業・自営の商工業における男女共同参画の推進 .....   | 38 |
| 重点目標4 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 ..... | 40 |
| 基本目標3 誰もが安心して暮らせる環境づくり .....          | 44 |
| 重点目標1 生涯を通じた健康づくりへの支援 .....           | 44 |
| 重点目標2 さまざまな困難を抱える男女への支援 .....         | 46 |
| 重点目標3 女性視点を反映した地域の防災力の向上 .....        | 49 |
| 基本目標4 男女間のあらゆる暴力を根絶する地域社会づくり .....    | 52 |
| （DV防止基本計画） .....                      | 52 |
| 重点目標1 暴力を防ぐ環境づくりの推進 .....             | 52 |
| 重点目標2 相談・支援体制の充実 .....                | 54 |
| 第5章 計画の推進 .....                       | 56 |
| 1 推進体制の整備 .....                       | 56 |
| 2 男女共同参画に関する情報提供の充実 .....             | 56 |
| 3 男女共同参画に関する市職員研修の充実 .....            | 56 |

|           |                                  |    |
|-----------|----------------------------------|----|
| 4         | 市民・事業所・地域団体・NPO※等との協働による推進 ..... | 56 |
| 5         | 施策の点検・評価 .....                   | 56 |
| 6         | 国・県・関係機関との連携 .....               | 56 |
| 資料編 ..... |                                  | 57 |
| 1         | 用語解説 .....                       | 57 |
| 2         | 第4次赤磐市男女共同参画基本計画策定の経緯 .....      | 61 |
| 3         | 赤磐市男女共同参画推進審議会委員名簿 .....         | 62 |
| 4         | 諮問書及び答申書 .....                   | 63 |

# 第 1 章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

男女共同参画社会とは、「すべての個人が、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会」と定義されています。“参画”とは、単に参加するというだけではなく、積極的に意思決定に加わるということを意味しています。

世界的には戦後、国連により、世界人権宣言や婦人の参政権に関する条約の採択など、女性の人権における取り組みが推進されてきました。特に、昭和 50（1975）年を国際婦人年、翌年から 10 年間を「国連婦人の 10 年」に設定し、世界女性会議の開催等の男女共同参画に関する取り組みの充実が図られました。昭和 54（1979）年には、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）が採択され、昭和 60（1985）年に日本も批准しています。

日本政府による男女共同参画社会の形成は、日本国憲法に男女平等の理念がうたわれたことが大きな契機となり、戦後の国際社会における取り組みとも連動しながら、着実に進められてきました。平成 11（1999）年に男女共同参画社会基本法が成立したことで、これに基づき、政策推進の柱として、男女共同参画基本計画が策定されました。以降、第 5 次まで基本計画が更新されています。

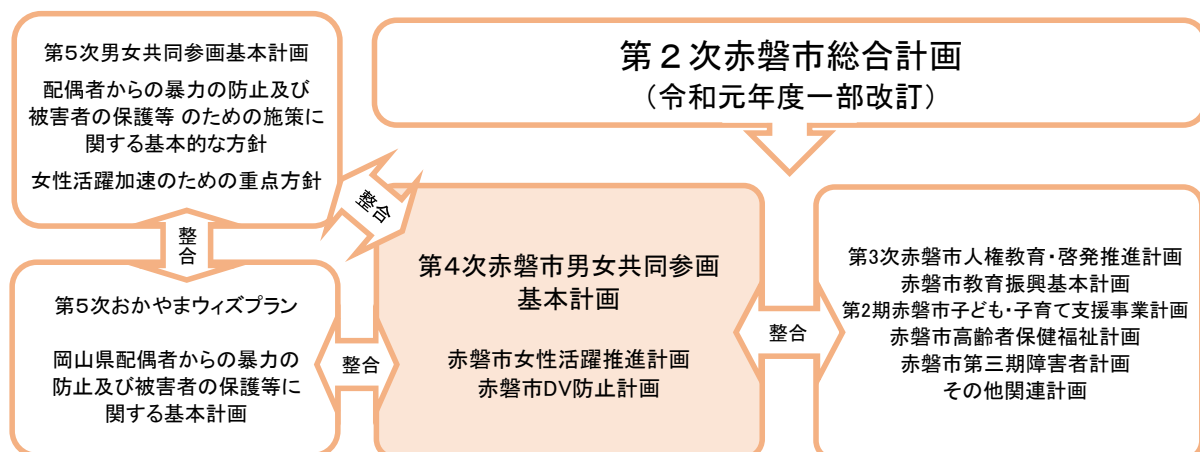
本市では、平成 19（2007）年に、「赤磐市男女共同参画基本計画」を策定、平成 20（2008）年に、「赤磐市男女共同参画推進条例」を公布・施行、平成 29（2017）年に、「第 3 次赤磐市男女共同参画基本計画」を策定するなど、これまで、女性団体をはじめとする地域団体の協力を得ながら、男女共同参画社会の実現に向けた各種施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

しかしながら、女性の視点からの防災・減災・災害復興対策や持続可能な開発目標（SDGs）※への対応、ポストコロナ社会を見据えた取り組みなど、社会情勢の変化や新たな課題にも対応するために、「第 4 次赤磐市男女共同参画基本計画」を策定して本市の方針を明らかにし、施策の総合的かつ計画的な推進を図ります。

※の付いている用語については、57 ページからの用語解説をご覧ください。

## 2 計画の位置づけ

- 本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定されている市町村男女共同参画計画にあたります。
- 本計画の基本目標2を、女性活躍推進法第6条第2項に基づく市町村推進計画に、基本目標4を、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下、「DV防止法」という。）第2条の3第3項に基づく市町村基本計画に位置づけます。
- 本計画は、赤磐市男女共同参画推進条例第11条に基づく男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画です。
- 本計画は、国の「第5次男女共同参画基本計画」、岡山県の「第5次おかやまウィズプラン」及び「岡山県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」などの趣旨を踏まえて策定しました。
- 本計画は、市の最上位計画である「第2次赤磐市総合計画（令和元年度一部改訂）」や市における他の部門の計画との整合性を図った上で策定しました。



## 3 計画の期間

本計画の期間は、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間とします。

なお、社会情勢の変化等があった場合は、必要に応じて計画の見直しを行います。

## 4 計画の背景

### (1) 世界では

- 国際連合は、昭和 50（1975）年を「国際婦人年」と定め、その翌年から 10 年を「国連婦人の 10 年」として、女性の地位向上のための積極的な取り組みを呼びかけました。
- 昭和 54（1979）年には、国連総会において、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）が採択されました。
- 平成 7（1995）年に北京で開催された「第 4 回世界女性会議」にて、女性のエンパワメント※を進めるための「北京宣言」と、貧困、教育、健康など 12 の重大問題領域に沿って女性のエンパワメント※に関するアジェンダ（予定表）を記載した「行動綱領」が採択されました。
- 平成 17（2005）年に開催された「第 49 回国連婦人の地位委員会（北京+10）」では、「北京宣言及び行動綱領」などの評価・見直しを行うとともに、完全実施を求める宣言が採択されました。
- 平成 22（2010）年には、国連総会において、ジェンダー※関連 4 機関であるジェンダー問題事務総長特別顧問室（OSAGI）、女性の地位向上部（DAW）、国連婦人開発基金（UNIFEM）、国際婦人調査訓練研修所（INSTRAW）が統合され、「ジェンダー平等と女性のエンパワメント※のための国連機関（UN Women）」として平成 23（2011）年に発足することが決定されました。
- 平成 27（2015）年の国連サミットでは、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、その中に掲げられた「持続可能な開発目標（SDGs）※」において、ジェンダー※平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワメント※を図る「ジェンダー※平等の実現」などの目標が定められました。

### (2) 国では

- 国際的な動きと連動して、昭和 60（1985）年に、「女子差別撤廃条約」に批准し、また、「男女雇用機会均等法」が制定されました。
- 平成 11（1999）年に、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づける「男女共同参画社会基本法」が制定されました。
- 平成 12（2000）年に、「男女共同参画社会基本法」に基づく、「男女共同参画基本計画」が策定され、男女共同参画社会の形成に向けた取り組みが進められてきました。
- 平成 13（2001）年に、配偶者等からの暴力を防止し、被害者の保護を図るための「DV防止法」が施行されました。「DV防止法」は、平成 16（2004）年、平成 19（2007）年、平成 25（2013）年に一部改正が行われ、保護命令の拡充や適用対象の拡大などが図られました。



- 平成 27（2015）年に、女性の働く意欲を実現につなげるための「女性活躍推進法」が制定され、国、地方公共団体、民間事業所に、女性の採用や管理職の比率などの目標や取り組みなどを内容とした「事業主行動計画」の策定・公表等が義務づけられました（令和4（2022）年4月1日から、労働者が101人以上300人以下の民間事業所についても義務化）。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大は、働き方・暮らし方に新たな可能性をもたらした半面、DV※や性暴力、雇用などの面において、女性により大きな影響を与えてきました。こうした問題意識を踏まえた上で、令和2（2020）年12月に「第5次男女共同参画基本計画」が策定されました。

### （3）岡山県では

- 平成 13（2001）年に、「おかやまウィズプラン 21」を策定し、また、「岡山県男女共同参画の促進に関する条例」を施行して、男女共同参画社会の実現に向けた総合的かつ計画的な取り組みが推進されてきました。
- 平成 18（2006）年に、社会情勢の変化と諸課題に対応する「新おかやまウィズプラン」が、平成 23（2011）年に、「第3次おかやまウィズプラン」が策定されました。
- 平成 25（2013）年に改正された「DV防止法」の内容を踏まえ、平成 26（2014）年に、「岡山県男女共同参画の促進に関する条例」が一部改正され、適用の範囲が拡大されました。
- 平成 28（2016）年に、「女性活躍推進法」の成立などを踏まえた「第4次おかやまウィズプラン」が策定されました。
- 令和3（2021）年に、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響など、男女共同参画を取り巻く社会経済情勢の変化に対応するため、「第5次おかやまウィズプラン」が策定されました。

### （4）赤磐市では

- 平成 18（2006）年に、市長を本部長とする「赤磐市男女共同参画推進本部」を設置しました。また、地域で活動する団体等の相互連携と協力のもと、「赤磐市男女共同参画団体ネットワーク」が設立されました。
- 平成 19（2007）年に、本市における男女共同参画社会の実現に向けた「赤磐市男女共同参画基本計画」を策定しました。
- 平成 20（2008）年に、市、市民、市民が関わる各種団体、事業所及び教育関係者が一体となり、協働によるまちづくりを基本に、性別にかかわらず一人ひとりの個性が輝く男女共同参画社会のより一層の進展を目指して、「赤磐市男女共同参画推進条例」を公布、施行しました。
- 平成 24（2012）年に、「第2次赤磐市男女共同参画基本計画」を策定しました。
- 平成 29（2017）年に、「第3次赤磐市男女共同参画基本計画」を策定しました。

## 5 計画の策定体制

### (1) 男女共同参画社会づくりに向けた各種調査の実施

本計画の策定に先立ち、市民の男女平等に対する意識、家庭生活や地域活動における男女共同参画の状況、就労や人権に関する意識・実態等を把握するために、「赤磐市男女共同参画社会に関する市民及び事業所アンケート調査」を実施しました。

意識調査の実施概要

|      |                                                                                                       |                 |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 調査対象 | ● 市内在住の 18 歳以上の男女 2,000 人（無作為抽出）<br>● 赤磐商工会に登録があり、市内に事務所を置く従業員 10 人以上の事業所、工業団地内の事業所及び公共的団体等延べ 124 事業所 |                 |
| 調査方法 | ● 郵送による配布・回収<br>● 郵送による配布・回収                                                                          | （一般市民）<br>（事業所） |
| 調査期間 | 令和 3 年 2 月～3 月                                                                                        |                 |
| 回収結果 | ● 有効回収数：692 件 / 有効回収率：34.6% （一般市民）<br>● 有効回収数： 50 件 / 有効回収率：40.3% （事業所）                               |                 |

### (2) 赤磐市男女共同参画推進審議会における審議

本計画の策定にあたっては、学識経験者や関係行政機関の職員、社会活動団体の代表、公募の委員等で構成する「赤磐市男女共同参画推進審議会」において、必要な事項について審議を行いました。

### (3) パブリックコメントの実施

令和 3（2021）年 12 月 3 日から 2 週間、市ホームページ及び市民生活部協働推進課・各支所市民生活課において計画（案）を公表し、市民からの意見を募集しました。

## 6 第3次赤磐市男女共同参画基本計画の振り返り

### (1) 評価の方法

第3次赤磐市男女共同参画基本計画に盛り込まれた目標指標について、令和2年度の実績値により、それぞれの目標指標の達成度について評価を行いました。

#### 【施策内容に対する達成度】

- 1 = おおむね目標を達成（100%～80%） 2 = やや不十分（80%～60%）  
3 = 不十分（60%以下） 4 = 未実施

### (2) 数値目標の評価及び課題

#### 基本目標1 男女共同参画を実現する基盤づくり

##### 重点目標1 男女共同参画の視点に立った意識の改革

| 目標項目                | 平成27年度<br>実績値 | 目標値      | 令和2年度<br>実績値          | 達成状況 |
|---------------------|---------------|----------|-----------------------|------|
| 人権講演会等の参加者数         | 250人/年        | 250人/年   | 230人/年<br>(令和元年度)     | 1    |
| 男女共同参画セミナーの<br>参加者数 | 延べ122人/年      | 延べ200人/年 | 延べ115人/年<br>(令和元年度)   | 3    |
| 家庭教育講座等の参加者数        | 2,185人/年      | 2,200人/年 | 延べ1,812人/年<br>(令和元年度) | 1    |
| じんけん学習講座の参加者数       | -             | 延べ50人/年  | 56人<br>(令和元年度)        | 1    |

◆新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和2年度は多くの講演会やセミナーを中止したため、令和元年度の実績値で評価を実施。

#### 課題

- ✓ 新型コロナウイルス対策として、オンラインでの開催など、「新しい生活様式」に沿った開催のあり方についても検討する必要がある。
- ✓ 公民館講座「親子であそぼう講座」は、親子で参加する市民が多数あった。また、定例相談「ファミリア」では、両親で相談にくる家庭もあり、子育てをする上での仲間づくりのきっかけや男女共同参画の意識向上につながる事業になったが、家庭における男女共同参画の意識の向上につながる企画が少ないため、公民館と連携を図り、内容を検討し充実していく必要がある。
- ✓ セミナーや研修会等については、特に若年層や男性参加者の増加につなげるための内容を検討する必要がある。

## 基本目標2 男女が共に活躍する活力あふれる地域社会づくり

### 重点目標1 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

| 目 標 項 目          | 平成 27 年度<br>実績値          | 目標値   | 令和 2 年度<br>実績値           | 達成状況 |
|------------------|--------------------------|-------|--------------------------|------|
| 各種審議会等委員への女性の登用率 | 28.3%                    | 40.0% | 31.2%                    | 2    |
| 女性委員のいない審議会等の数   | 1                        | 0     | 1                        | 1    |
| 市管理職のうち、女性職員の登用率 | 15.0%<br>※市女性職員の割合 48.8% | 25.0% | 18.2%<br>※市女性職員の割合 52.6% | 2    |

#### 課題

- ✓ 次期審議会委員においては、学識経験者を含めた全体での女性率を上げていく必要がある。
- ✓ 管理職のみならず、性別によらない担当配置についても、検討が必要である。
- ✓ 対象者、情報発信ツールの多様化を踏まえ、継続した情報の収集・提供が必要である。

### 重点目標2 雇用の分野における男女共同参画の推進

| 目 標 項 目                | 平成 27 年度<br>実績値  | 目標値               | 令和 2 年度<br>実績値        | 達成状況 |
|------------------------|------------------|-------------------|-----------------------|------|
| 再就職・職業能力開発のためのセミナー参加者数 | 延べ 123 人/年       | 延べ 140 人/年        | 延べ 199 人/年<br>(令和元年度) | 1    |
| 起業家の育成人数<br>(うち女性)     | 延べ 54 人<br>(7 人) | 延べ 80 人<br>(10 人) | 延べ 31 人<br>(12 人)     | 1    |

◆新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和 2 年度の再就職・職業能力開発のためのセミナーを一部中止したため、令和元年度の実績値で評価を実施。

#### 課題

- ✓ 幅広い年齢層の女性の参加者の増加につなげる必要がある。
- ✓ チラシ等を窓口配布にて情報発信しているが、見て、手に取り、情報収集する人の人数が限られている。対象者、情報発信ツールの多様化を踏まえ、継続した情報の収集・提供が必要である。
- ✓ 起業後も安定した経営が行えるよう、商工会等との連携を図り、継続的な支援が必要である。

### 重点目標3 農林業・自営の商工業における男女共同参画の推進

| 目 標 項 目             | 平成 27 年度<br>実績値 | 目標値  | 令和 2 年度<br>実績値 | 達成状況 |
|---------------------|-----------------|------|----------------|------|
| 家族経営協定*締結農家数        | 8 戸             | 20 戸 | 15 戸           | 2    |
| 認定農業者*における<br>女性の割合 | 4%              | 8%   | 4%             | 3    |

#### 課題

- ✓ 農業は、自然が相手のものであり、力仕事も多く、繁忙期や活況・不況の振れ幅が大きい。就農者自身が現状をきちんと分析し、自らが改善に努められるよう、今後も啓発を行っていく。
- ✓ 商工会等との連携を図り、継続的な啓発活動が必要である。
- ✓ 認定農業者\*や新規就農者など女性農業経営者からの意見聴取も行い、女性の意見を多く取り込んでいく必要がある。

### 重点目標4 地域社会における男女共同参画の推進

| 目 標 項 目                    | 平成 27 年度<br>実績値 | 目標値     | 令和 2 年度<br>実績値     | 達成状況 |
|----------------------------|-----------------|---------|--------------------|------|
| 男女共同参画団体<br>ネットワーク登録団体数    | 11 団体           | 12 団体   | 8 団体               | 2    |
| 女性の消防団員数                   | 15 人            | 30 人    | 18 人               | 3    |
| 女性の防災士数                    | 17 人            | 30 人    | 32 人               | 1    |
| 女性防火クラブ員数                  | 223 名           | 250 名   | 180 人              | 2    |
| 国際交流・国際理解の<br>イベント・講座等参加者数 | 67 人/年          | 240 人/年 | 139 人/年<br>(令和元年度) | 3    |

◆新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和2年度の国際交流・国際理解のイベント・講座等をすべて中止したため、令和元年度の実績値で評価を実施。

#### 課題

- ✓ 男女共同参画団体ネットワーク会員の高齢化が進んでおり、既存の団体が継続していくことが難しい。今後は、市内の他団体に働きかけを行うなど、男女共同参画団体ネットワークのことを広く知らせ、参加団体の拡大に努める。
- ✓ コロナ禍では、防火講習会や広報活動も満足に行えないなか、前年までの女性消防団員、女性防災士の募集活動が功を奏し令和元年度から令和2年度にかけて微増したが、絶対数が不足しており、団員確保に苦慮している。
- ✓ 女性の防災意識の向上が図れるような、女性が興味を持ち活動できるような訓練・研修の場が少ない。
- ✓ 国際交流事業（海外研修）は、国内外の情勢の影響を受けやすい。

## 重点目標5 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス※)の推進

| 目 標 項 目                      | 平成 27 年度<br>実績値  | 目標値        | 令和 2 年度<br>実績値     | 達成状況 |
|------------------------------|------------------|------------|--------------------|------|
| 市男性職員の育児休業取得率                | 0%<br>(該当者：19 人) | 30%        | 4.8%<br>(該当者：21 人) | 3    |
| 市男性職員の配偶者出産休暇<br>及び育児参加休暇取得率 | 42.1%            | 85%        | 61.9%              | 2    |
| 市職員の有給休暇取得率                  | 22.0%            | 30%        | 23.4%              | 2    |
| 家事育児への父親の参加率                 | -                | 75%        | 88.10%             | 1    |
| 保育所入所定員                      | 1,390 人          | 1,400 人    | 1,445 人            | 1    |
| 児童館利用者数                      | 12,309 人/年       | 12,500 人/年 | 3,492 人/年          | 3    |
| ファミリー・サポート・<br>センター※利用件数     | 891 件/年          | 900 件/年    | 1,550 件/年          | 1    |

### 課題

- ✓ 市職員については、各職域で、市職員相互に配慮し、男性職員の育児休業取得に理解を示すことが必要であり、そのためには、更なる周知・啓発が必要である。
- ✓ 限られた人員配置の中で、特に、繁忙期には長時間労働が発生しており、長時間労働の削減が難しい状況となっている。意識改革のため、長時間労働の要因を踏まえた支援制度の発信が必要である。
- ✓ 今後、保育サービスのニーズが高まることが見込まれ、保育士不足等の課題が懸念される。
- ✓ 放課後児童クラブ支援員の確保が難しい。対象児童の増加に伴う対応が必要である。
- ✓ 児童館、子育て支援センター、ファミリー・サポート・センター※を利用する方のニーズの発掘と、関係機関とのさらなる連携が必要である。



### 基本目標3 誰もが安心して暮らせる環境づくり

#### 重点目標1 生涯を通じた健康づくりへの支援

| 目 標 項 目                               | 平成 27 年度<br>実績値 | 目標値       | 令和 2 年度<br>実績値       | 達成状況 |
|---------------------------------------|-----------------|-----------|----------------------|------|
| 健康教室参加者数                              | 4,781 人/年       | 5,000 人/年 | 4,140 人/年<br>(令和元年度) | 1    |
| 乳がん（視触診）検診受診率<br>(市検診対象者に対する率)        | 18.4%           | 25%       | -                    | -    |
| 乳がん（マンモグラフィ）<br>検診受診率<br>(40歳以上の女性対象) | 16.4%           | 25%       | 10.3%                | 3    |
| 子宮頸がん検診受診率<br>(市検診対象者に対する率)           | 20.3%           | 25%       | 10.5%                | 3    |
| 乳幼児健診受診率                              | 90.0%           | 95%       | 94.4%                | 1    |
| スポレクフェステ参加者数                          | 3,000 人/年       | 3,500 人/年 | 3,500 人/年<br>(令和元年度) | 1    |

- ◆平成 30 年度から、乳がん検診は、「視触診とマンモグラフィ併用」、「マンモグラフィ」のいずれかを受診することとなったため、視触診の評価は行わない。
- ◆新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和 2 年度の健康教室を一部中止、スポレクフェステを中止したため、令和元年度の実績値で評価を実施。

#### 課題

- ✓ 健康教室を通じて、健康管理に関する正しい知識を働き盛り等、幅広い年齢層への働きかけが必要である。
- ✓ 受診者数は、乳がん検診（マンモグラフィ）は減少、乳がん検診（超音波検査）、子宮頸がん検診は増加している。引き続き、乳がん・子宮頸がんの正しい知識の普及や検診の啓発活動を行い、受診率の向上に努める。
- ✓ 新型コロナウイルス感染拡大防止対策を行いながら、スポレクフェステの実施に向けて、規模や開催時期などを検討する必要がある。

#### 重点目標2 さまざまな困難を抱える男女への支援

| 目 標 項 目                  | 平成 27 年度<br>実績値 | 目標値       | 令和 2 年度<br>実績値 | 達成状況 |
|--------------------------|-----------------|-----------|----------------|------|
| 地域包括支援センター※における総合相談件数    | 2,493 件/年       | 3,500 件/年 | 3,054 件/年      | 1    |
| いきいき百歳体操開催会場数<br>(延べ会場数) | 11 会場           | 165 会場    | 87 会場          | 3    |
| 障害者・障害児の相談支援事業<br>実利用者数  | 138 人/年         | 176 人/年   | 252 人/年        | 1    |

## 課題

- ✓ コロナ禍では、百歳体操の集いの拡大のみならず、休止中の会場の再開に向けた支援や、意欲向上に向けたフォローアップが必要である。
- ✓ 事業所サービスの質の向上を図るとともに、相談支援事業所の利用を促進することで、適切なサービス利用につながるよう連携体制の構築が必要である。

## 基本目標4 男女間のあらゆる暴力を根絶する地域社会づくり

### 重点目標1 暴力を防ぐ環境づくりの推進

| 目標項目        | 平成27年度<br>実績値 | 目標値 | 令和2年度<br>実績値 | 達成状況 |
|-------------|---------------|-----|--------------|------|
| 地域自主防犯活動団体数 | 7団体           | 8団体 | 7団体          | 1    |

## 課題

- ✓ 不審者に関する情報など、緊急時に迅速に関係機関と連携し情報共有をしていく必要がある。

### 重点目標2 相談・支援体制の充実

| 目標項目     | 平成27年度<br>実績値 | 目標値   | 令和2年度<br>実績値     | 達成状況 |
|----------|---------------|-------|------------------|------|
| 相談事業開催回数 | 52回/年         | 52回/年 | 51回/年<br>(令和元年度) | 1    |

- ◆新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和2年度の相談事業は中止したものもあるため、令和元年度の実績値で評価を実施。

## 課題

- ✓ 相談月により、相談者の人数に偏りがある。また、複数回相談に訪れている人もいる。相談できる場の広報・PR方法について考え、積極的な周知に努める。



## 第2章 赤磐市の現状

### 1 少子高齢化の進展

本市における年齢3区分別人口の推移を見ると、65歳未満の人口が減少を続けているのに対し、65歳以上の老年人口は増加を続けていることが分かります。

また、本市の合計特殊出生率※（ベイズ推定値）は、増加傾向にあり、平成20年～平成24年までは国及び岡山県を下回る数値で推移していたものの、平成25年～平成29年では、国及び岡山県を上回りました。しかしながら、人口維持に必要とされる人口置換水準※（2.07）を大きく下回る状態が続いています。

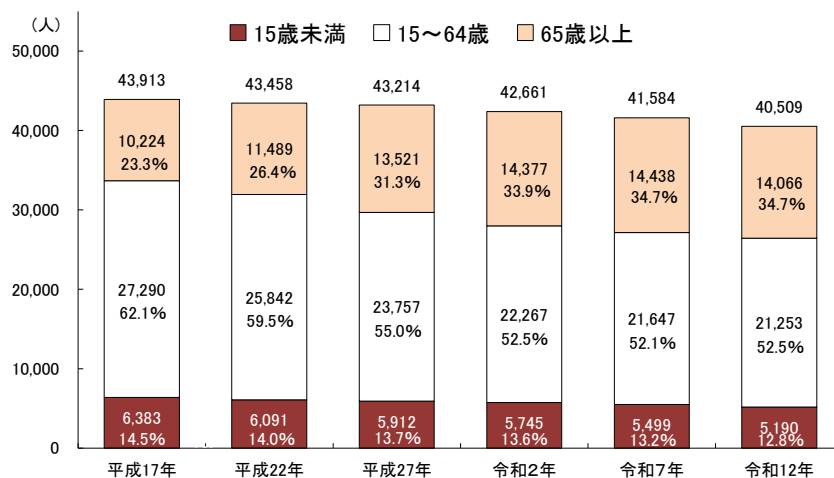
人口ピラミッドを見ても分かるように、現在最も人口の多い70～74歳が今後、順次後期高齢者となるため、本市において、後期高齢者の割合が急速に進行することが予想されます。

少子高齢化の進展は、生産年齢人口の減少による経済成長の衰退、要介護高齢者の増加と年金、医療、福祉などの社会保障分野における現役世代の負担増大など、社会経済全体に大きな影響を及ぼすことが懸念されています。

少子化は、子育てに対する漠然とした不安や仕事と育児の両立の難しさ、子育てや教育に係る経済的負担など、多くの要因が複雑に作用するなかで個人の人生設計が制約を受け、結果として少子化が進行しているという現実があります。その中で、家庭生活での男女間の役割分担の偏りを原因とした、子育てに対する孤独感も無視することはできません。

女性の活躍推進や男女のワーク・ライフ・バランス※の促進など、既存の子育て支援施策のみならず、結婚や子育てなどの人生の節目・転換期に対応した長期的な視点に立った生活設計や、個人の望む人生設計が実現できるような施策の展開が求められています。

年齢3区分別人口の推移



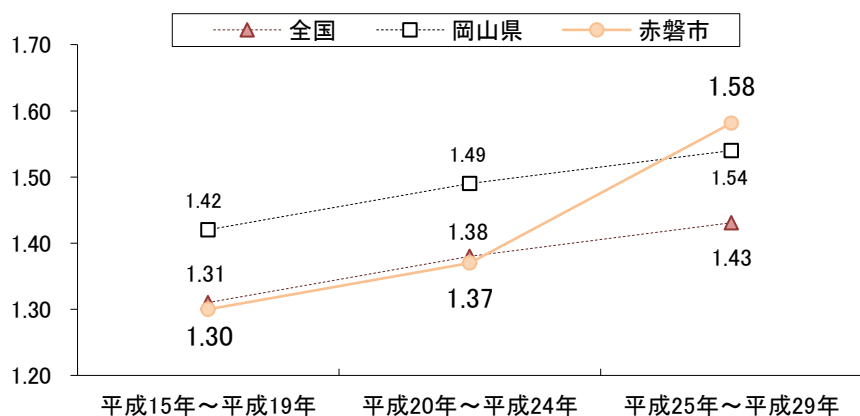
資料：国勢調査

各年10月1日現在

◆年齢3区分人口には年齢不詳を含んでいないため、各区分人口の和と総人口は一致しないことがある。

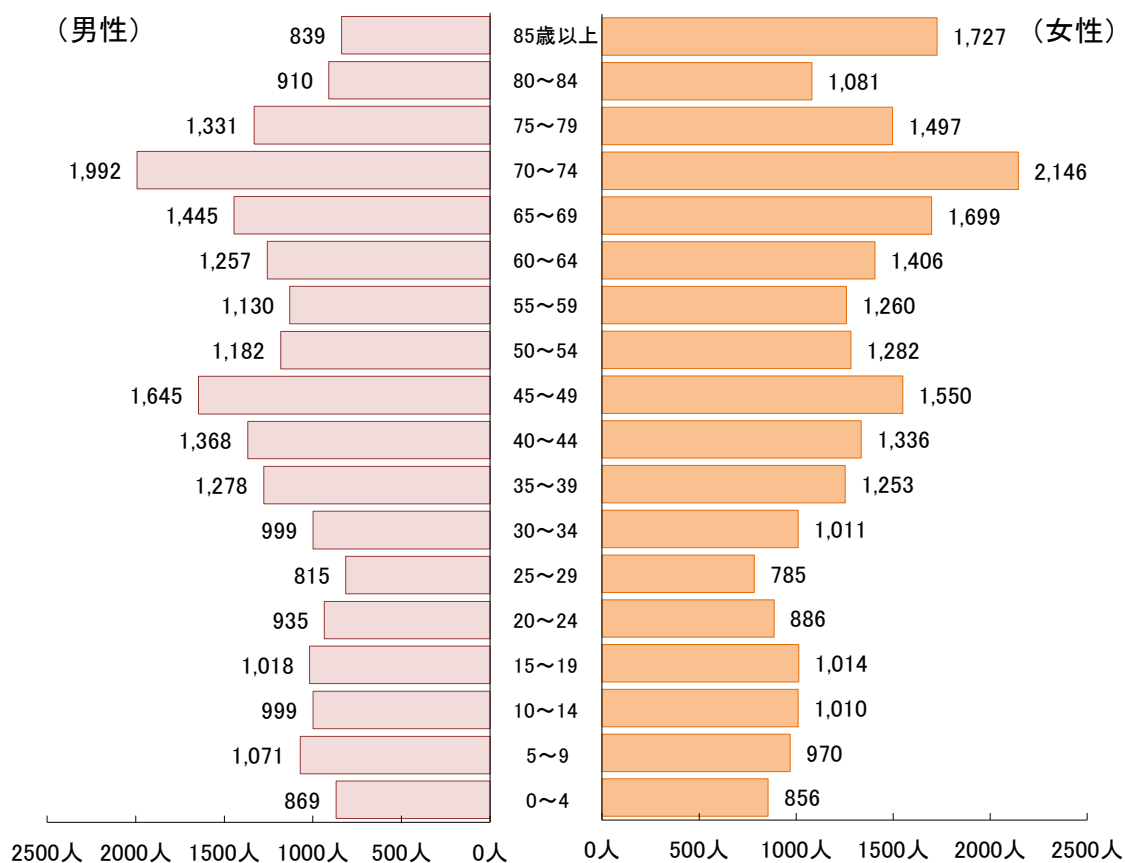
◆令和7年以降は、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口による

### 合計特殊出生率※（バイズ推定値）の推移



資料：人口動態保健所・市区町村別統計人口動態特殊報告

### 赤磐市の人口ピラミッド



資料：住民基本台帳

令和3年3月31日現在

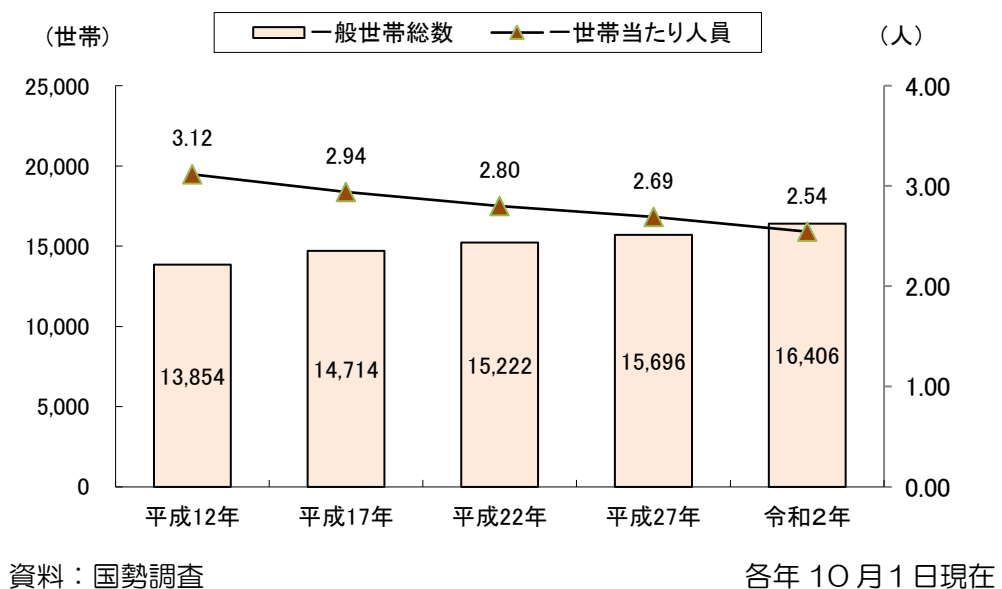
## 2 家族形態の多様化

少子高齢化や産業構造の変化、人々の価値観の多様化などがあいまって、家族形態が多様化しています。世帯数の推移をみると、総世帯数は一貫して増加傾向にあるものの、一世帯当たり人員は減少を続けていることが分かります。本市においても、多世代家族が減少を続ける一方、いわゆる核家族化が進行していることが分かります。

なお、高齢者の一人暮らしや夫婦だけの世帯が増えていること、若い世代にも同じような傾向が見られることから、今後もこの傾向は続くものと考えられます。

世帯人数の減少は、家庭内の相互扶助機能の低下を招くこととなります。従来の固定的な性別役割分担意識を持ったままでは、家庭の安定を保つことは非常に困難になります。

世帯数の推移



### 3 経済状況及び就業構造の変化

わが国では、非正規雇用が増加する一方で、長時間労働が問題となっています。非正規雇用の増加は、経済的理由で結婚できない若者を生み出し、長時間労働や仕事を中心としたライフスタイルは、男性の家庭や地域への参加・参画を阻む要因の一つにもなっています。

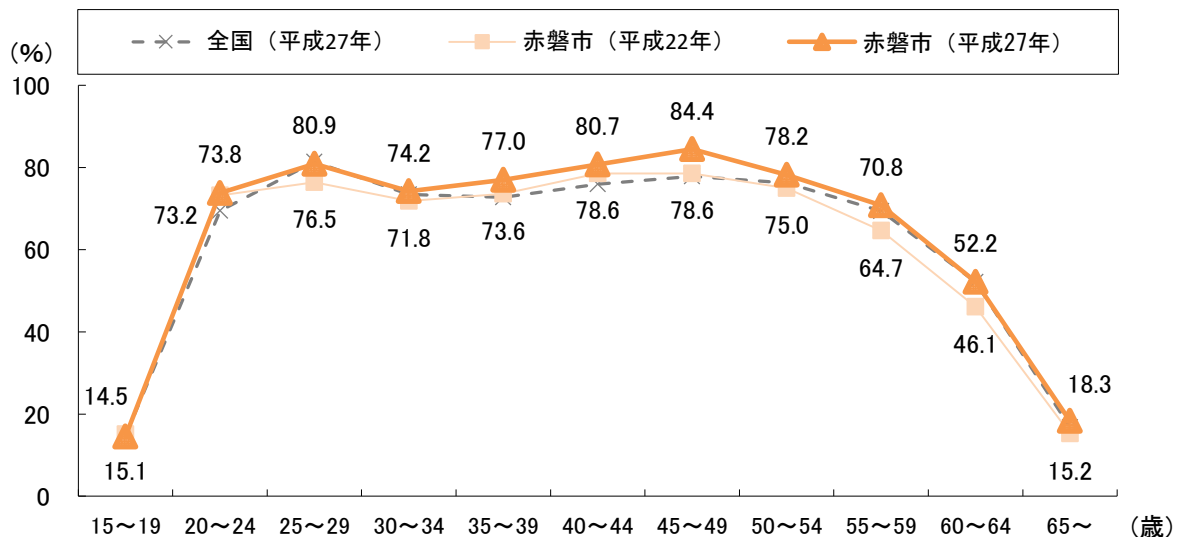
共働き世帯数が増加傾向にあるなか、女性は男性に比べて非正規雇用の割合が高く、また、子育て期に就業を中断する女性が少なくなかったこれまでの経緯から、女性の年齢階層別労働力率はいわゆる「M字カーブ」と呼ばれてきました。

全国の統計データを見ると、このM字カーブの傾向が未だ見られますが、本市においてはこれが解消されつつあることが分かります。

しかしながら、女性が子育て期にキャリアを中断せざるを得ない状況は依然として存在していることも事実です。それは、男女の賃金格差につながりかねません。また、新型コロナウイルス感染症の影響で、女性非正規雇用者数が大幅に減少したとの報告もあり、本市でも、失業した女性が多くいることが推測されます。

雇用等における男女の均等な機会と待遇の確保に加え、固定的な性別役割分担意識の解消、長時間労働の削減によるワーク・ライフ・バランス※の推進など、関係する様々な取り組みが必要です。

女性の年齢階層別労働力率



資料：国勢調査

平成 27 年 10 月 1 日現在

## 第 3 章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本理念

人生 100 年時代を迎え、家庭のあり方や個人の価値観の多様化など、男女を取り巻く環境が大きく変化する中、男性も女性も、一人の個人として尊重され、個性や能力を活かしながら、社会のあらゆる分野における活動に参画し、共に責任を担う男女共同参画社会の実現が求められています。

平成 19(2007)年に策定した「赤磐市男女共同参画基本計画」から平成 29(2017)年に策定した「第 3 次赤磐市男女共同参画基本計画」まで、「ひと ゆめ みらい 参画でつくる みんなのしあわせ」をキャッチフレーズに、各種の取り組みを進めてきました。この度策定する本計画においても、このキャッチフレーズのもと、これまでの取り組みを継続しつつ、新たな課題に対応するための取り組みも織り交ぜながら、施策を推進します。

《 計画を推進するためのキャッチフレーズ 》

ひと ゆめ みらい 参画でつくる みんなのしあわせ

また、計画の基本理念についても、赤磐市男女共同参画推進条例に規定する次の 6 つを継承します。

《 基本理念 》

- |   |                                                                                               |
|---|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることなど、男女の人権が尊重されること。          |
| 2 | 性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行を改めるよう努めること、これらの制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮すること。 |
| 3 | 男女が社会の対等な構成員として、市の政策、事業所等における事業方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。                                  |
| 4 | 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活における子育てや家事、介護及び地域活動や就労、就学などの社会生活における活動に対等に参画できるようにすること。         |
| 5 | 男女が互いの性について理解を深め、性と生殖に関する健康と権利が尊重され、生涯にわたり健康な生活を営むことができるようにすること。                              |
| 6 | 男女共同参画を推進するにあたっては、国際社会での取り組みを理解して、国際的協調の下に行うこと。                                               |

## 2 計画の基本目標

### 基本目標 1 男女共同参画社会を実現する意識づくり

男女が互いを認め合い、尊重し、その個性と能力が十分に発揮される男女共同参画社会を実現するためには、「男は仕事、女は家庭」というような固定的な性別役割分担意識にとられることなく、家庭、地域、学校、職場等あらゆる場において対等な立場で参画していく必要があります。

そのため、市民一人ひとりが自分の中にある、社会のしきたりや慣行などの固定的な性別役割分担意識に気づき、見直すことが必要であり、市民の意識改革を促進するための効果的な情報提供や啓発、教育を行います。

### 基本目標 2 男女が共に活躍する活力あふれる地域社会づくり

男女共同参画社会を形成していくためには、男女がともに広く地域や社会の活動に参加していくとともに、多様な考え方を生かしていくことが大切です。

社会における意思決定過程への女性の参画をさらに進めるために、女性が活躍できるような環境の整備を推進するとともに、女性自身がさらに力量を高めていく（エンパワーメント※）ための支援を行います。

また、働く男女が家庭と職業生活を両立し、生涯を通じて安心して働き、生活できるよう、男女ともに育児休業の取得や長時間労働の削減、休暇の取得などによる働き方改革を推進し、ワーク・ライフ・バランス※の実現に向けて取り組みます。

### 基本目標 3 誰もが安心して暮らせる環境づくり

誰もが安心して暮らせる環境を形成するには、男女それぞれの性や身体的特性を十分に理解し、尊重し合うことが大切です。

そのため、男女それぞれが健康上の問題に関する性差について正しく理解するための啓発を行うとともに、高齢者や障害者、外国人等の様々な困難を抱える人々が安心して暮らせるよう、各世帯の実情に応じた、切れ目のない、きめ細かな支援を行います。

また、女性のニーズを反映した地域の防災・減災・災害復興対策の取り組みを支援します。

### 基本目標 4 男女間のあらゆる暴力を根絶する地域社会づくり

DV※やセクシュアル・ハラスメント※などの性別による人権侵害は、男女が対等なパートナーであることを否定するものであり、男女共同参画社会の実現を図る上で絶対に克服しなければならない重要な課題です。

予防の観点から、子どもの頃からの暴力を許さない意識づくりを徹底するとともに、あらゆる暴力の根絶のための幅広い取り組みを推進します。

### 3 計画の体系

## ひとゆめみらい参画でつくるみんなのしあわせ

〈計画を推進するためのキャッチフレーズ〉

#### 基本目標1 男女共同参画社会を実現する意識づくり

- 重点目標1 男女共同参画の視点に立った意識の改革
- 重点目標2 人権を尊重する意識の醸成

#### 基本目標2 男女が共に活躍する活力あふれる地域社会づくり

女性活躍  
推進計画

- 重点目標1 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進
- 重点目標2 雇用の分野における男女共同参画の推進
- 重点目標3 農林業・自営の商工業における男女共同参画の推進
- 重点目標4 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

#### 基本目標3 誰もが安心して暮らせる環境づくり

- 重点目標1 生涯を通じた健康づくりへの支援
- 重点目標2 さまざまな困難を抱える男女への支援
- 重点目標3 女性視点を反映した地域の防災力の向上

#### 基本目標4 男女間のあらゆる暴力を根絶する地域社会づくり

DV防止  
基本計画

- 重点目標1 暴力を防ぐ環境づくりの推進
- 重点目標2 相談・支援体制の充実



## 第4章 計画の内容

### 基本目標1 男女共同参画社会を実現する意識づくり

【関連する SDGs の開発目標】



### 重点目標1 男女共同参画の視点に立った意識の改革

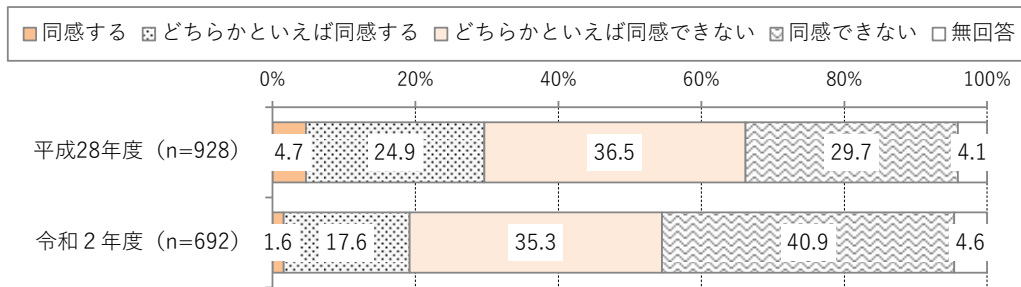
#### 現状と課題



- 市民アンケートでは、約2割の人が性別役割分担意識に『同感する』（「同感する」と「どちらかといえば同感する」を合わせた割合）と回答し、前回調査から10.4ポイント低下していることから、第1次計画から継続的に推進してきた性別役割分担意識の解消に向けた取り組みに一定の効果があつたことがうかがえます。
- 家庭や職場で『男性の方が優遇されている』（「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合わせた割合）との回答は前回調査と比較して減少していますが、地域社会や政治の場については『男性の方が優遇されている』との回答が増加しており、男女の不平等感が強くなっています。
- 男女共同参画社会を実現するために行政に望むこととして、3割を超える人が「学校などにおける男女平等教育の推進」と回答し、最も多くなっていますが、その他にも様々な男女共同参画の意識を改革するための取り組みを求める声が上がっています。
- 市民アンケートでは、子どもの性別に対する固定観念がある人が7割を超えており、家庭における男女平等の意識を育むことも課題となっています。
- 市では広報紙やホームページ、セミナー等の開催により男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動を行っていますが、紙媒体では若い世代に情報が届きにくいことや、セミナー等への参加は女性や高齢者が多いことなど、若い世代や男性に向けた啓発について課題があります。
- 市民全体で、男女共同参画やジェンダー※にとらわれない意識を醸成するために、これまでの広報・啓発活動を必要に応じて見直しながら、対象者の性別・年齢に応じ、家庭や地域、職場など、それぞれの生活場面ごとに見直すべき社会慣行例を提示するなど、きめ細かな啓発活動を男性や若年層を含めたあらゆる層に対して効果的に行っていく必要があります。

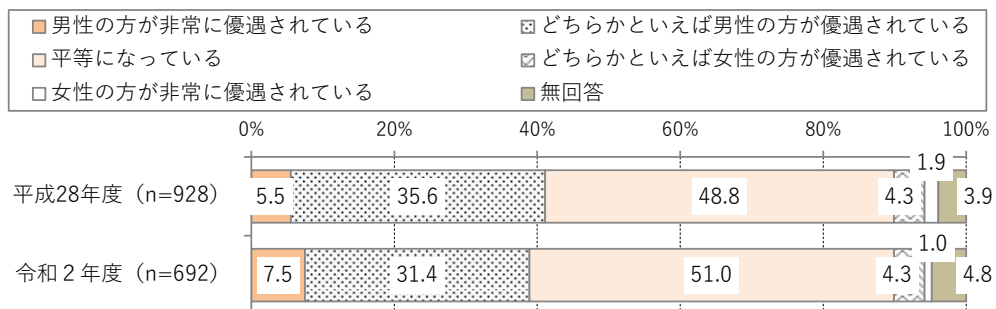


## 「男は仕事、女は家庭」といった性別役割分担意識について

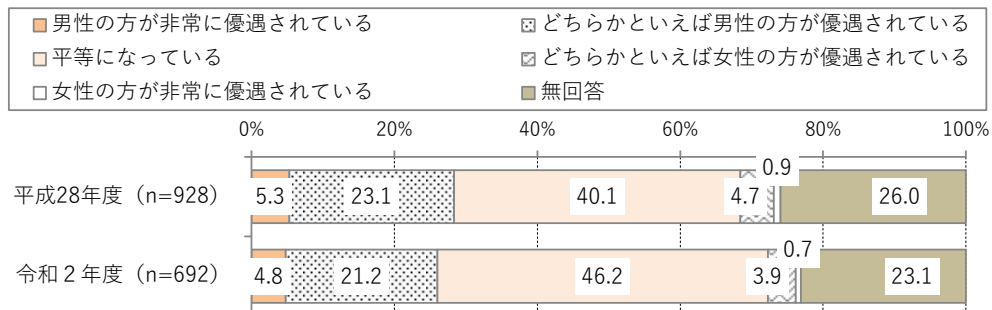


資料：赤磐市男女共同参画に関する市民アンケート（平成28年度、令和2年度）

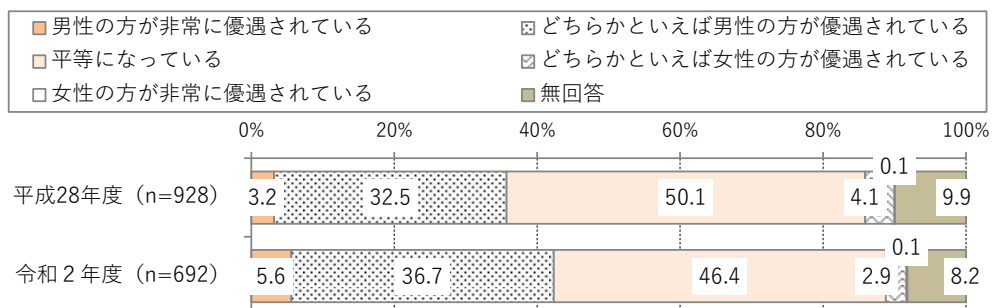
## 男女の地位の平等：家庭生活では



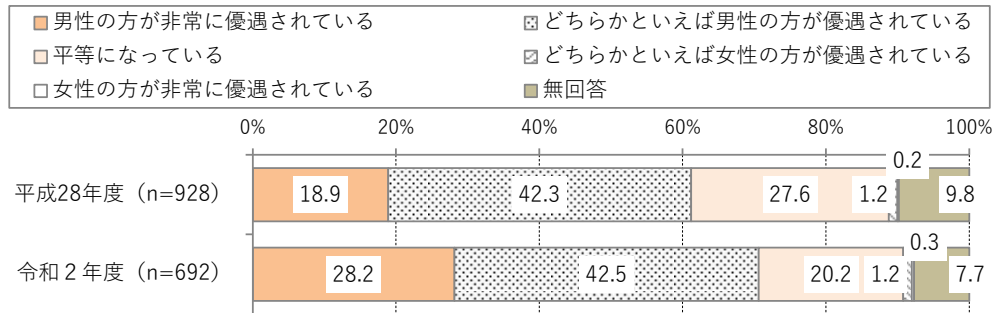
## 男女の地位の平等：職場では



## 男女の地位の平等：地域社会では

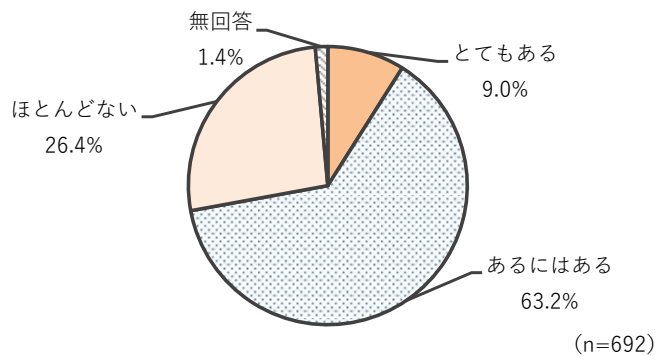


## 男女の地位の平等：政治の場では



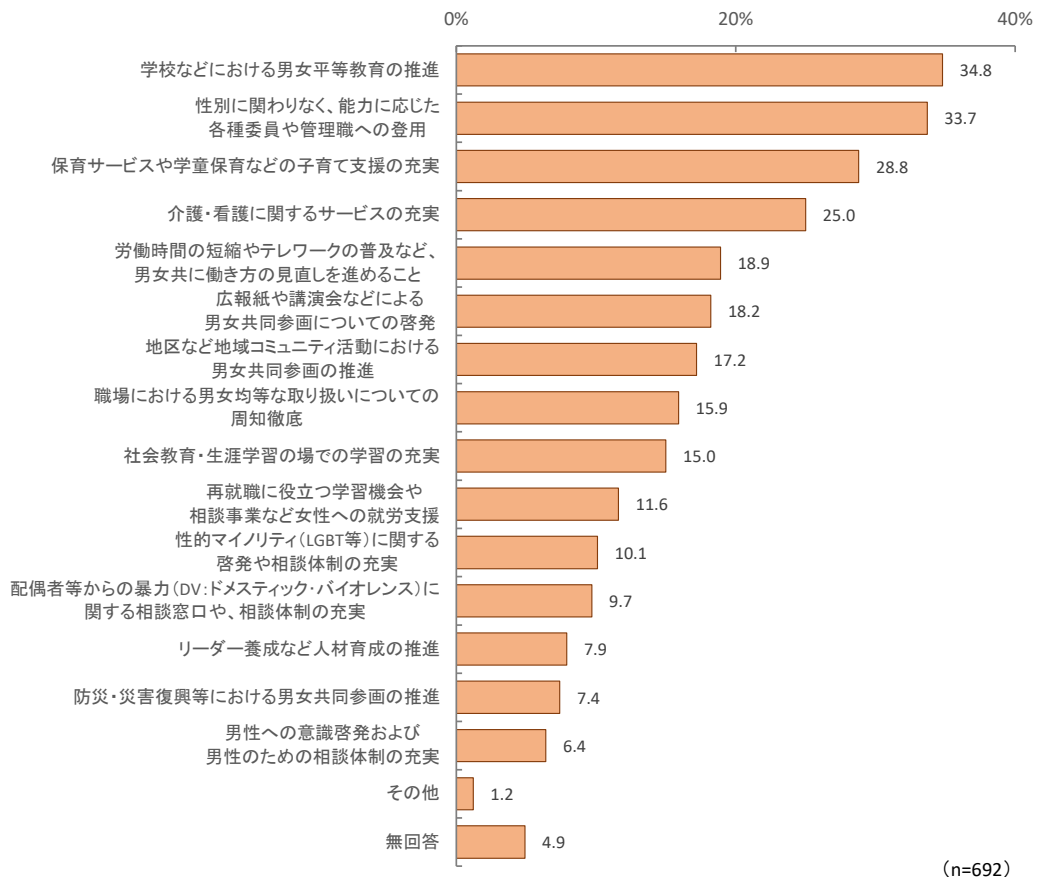
資料：赤磐市男女共同参画に関する市民アンケート（平成28年度、令和2年度）

## 子どもの性別に対する固定観念



資料：赤磐市男女共同参画に関する市民アンケート（令和2年度）

## 男女共同参画社会実現のために行政に望むこと



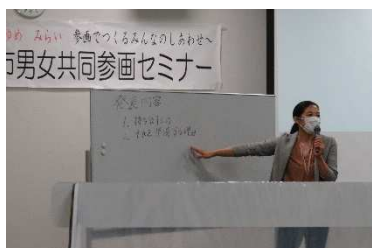
資料：赤磐市男女共同参画に関する市民アンケート（令和2年度）

家庭や地域をはじめとするあらゆる場で男女共同参画意識を高めるため、男女共同参画に関する様々なテーマでセミナーを開催しています。開催した内容を抜粋してご紹介します。

<令和2年度>

①「ママ目線で行う被災地支援 ～私たちが身近にできる支援とは～」

講師：ボウズ 満恵さん（サンポートオカヤマ 代表）



（内容）

普段から備えておくべき防災グッズについて、「自分の好きなものは、避難生活のストレスの軽減になるので大事です。」と防災グッズの選び方のポイントを教えていただきました。まずは、持ち出すものを家族や地域の人と話し合うことから始めてみましょう。

②「誰もが地域で豊かに暮らすために ～それぞれの違いと良さを認めて～」

講師：重松 孝治さん（川崎医療福祉大学子ども医療福祉学科 講師）

（内容）

“発達障がい”については、「ADHD（注意欠如多動症）」「LD（学習障がい）」「ASD（自閉スペクトラム症）」の3つの種類があります。いろんな個性があふれる人がいるので、まずはその人の話を聞き、「そこが難しかったんだね。」と理解を示すことで、その人の居場所が増えていきます。



<令和3年度>

「セクシュアルマイノリティ（LGBT等）について知ろう ～カミングアウトされたらどうする？～」

講師：松井 めぐみさん（岡山大学全学教育・学生支援機構 准教授）



（内容）

当事者は周りに存在はしているけれど、隠れて見えていないだけであり、決めつけや偏見、無知が、当事者が恐れている「差別」につながる、と解説いただきました。カミングアウトの対応方法について、「変に取り繕ったりせずに、相手を想う言葉をとにかく伝えましょう。」とのアドバイスをいただきました。

## 施策の方向

### (1) 男女共同参画を推進するための広報・啓発活動の充実

男女が互いにその人権を尊重し、ともにあらゆる分野に参画する機会が確保され、その個性と能力を発揮できるという男女共同参画社会の理念や内容の普及・啓発に努め、市民の理解と関心を深めるとともに、固定的な性別役割分担意識に基づく社会慣行の見直しと、多様な男女の生き方や働き方に関する市民の意識改革を促進します。

| 施策項目      | 内容                                                           | 担当課            |
|-----------|--------------------------------------------------------------|----------------|
| ①広報・啓発の充実 | 広報紙やホームページ、その他の様々な手段や機会を活用して、男女共同参画の視点に立った啓発を、広く市民に向けて行います。  | 秘書広報課<br>協働推進課 |
|           | 男女共同参画の意識を高めるためのセミナーを開催したり、イベントで啓発物を配布したりするなど、対面での啓発活動を行います。 | 協働推進課<br>社会教育課 |
| ②セミナー等の開催 | 固定的な性別役割分担意識などを解消し、男女が平等に社会に参画する意識定着を図るためのセミナーや研修会を開催します。    | 協働推進課          |
|           | 市民一人ひとりの人権意識を高め、性別による差別を含めたあらゆる差別を排除するためのセミナー等を開催します。        | 協働推進課<br>社会教育課 |

### (2) 学校や家庭・地域における男女平等に関する教育・学習の推進

男女平等をはじめとする人権尊重・男女共同参画の視点に立った多様な選択を可能にする教育・学習によって、長期的に課題の解決を図ります。

| 施策項目             | 内容                                                                                   | 担当課            |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| ①男女平等教育の推進       | 人権教育推進体系に男女共同参画、男女平等教育にかかる指導を適切に位置づけ、年間指導計画に基づいて、より意図的・計画的な指導を行います。                  | 学校教育課          |
| ②教職員の研修          | 教職員の男女共同参画の理念に基づく適切な指導力と資質の向上を図るため、研修会などを行います。                                       | 学校教育課          |
| ③セミナー・研修会等の開催    | 家庭や地域における男女共同参画意識を高めるため、若年層や男性も参加しやすいような男女共同参画の学習機会の提供や内容の充実を図ります。                   | 協働推進課          |
|                  | 家庭での男女平等の意識を高めるために、子どもの保護者を対象に、参観日や就学時健康診断などの機会や、公民館主催講座などを活用して子育てや家庭に関する学習機会を提供します。 | 社会教育課<br>中央公民館 |
| ④学習機会参加のための環境づくり | 地域の誰もがセミナーや学習会などに参加できるよう、託児・要約筆記・手話通訳の実施、開催時間の配慮などの環境づくりに努めます。                       | 関係各課           |

### (3) 男女共同参画に関する情報収集・提供、調査・研究の推進

市民に対する適正な情報提供による啓発推進のため、男女共同参画に関する現状把握のための調査・研究や、国・県及び他市町村の男女共同参画施策等に関する情報収集・提供を行います。

| 施 策 項 目             | 内 容                                                                                           | 担 当 課 |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| ①各種情報の収集・提供         | 各種啓発事業の充実に向けて、関係団体・グループの男女共同参画に関する活動状況を把握します。                                                 | 協働推進課 |
|                     | 国・県・他市町村などの男女共同参画に関する取り組みなどを情報収集し、広報紙やホームページ、その他の様々な手段や機会を活用して広く市民に情報提供します。                   | 協働推進課 |
| ②市民意識調査の実施・検証・結果の公表 | 市の取り組み成果の検証や、今後取り組むべき施策について検討するために、市民や事業所などを対象に男女共同参画に関する意識や実態を定期的に調査します。<br>また、その調査結果を公表します。 | 協働推進課 |

#### コラム

#### 赤磐市の小中学校における男女平等教育

以前、出席番号は男女別で男子が先、女子が後というものでありました。しかし、今は「男女混合名簿」となり、それが当たり前になっています。学校生活の中では、男女関係なく「～さん」で統一して呼ぶようにしている小中学校が多くなっています。

子どもたちに確かな人権意識・男女共同参画意識を育んでいくために、教職員の人権意識・男女共同参画意識の高揚は欠かすことができません。「女子は〇〇だ」「男子は〇〇だ」という決めつけはないか？「男の子だから・・・」「女の子だから・・・」といった偏った発言をしていないか？子どもたちの発言で「女のくせに・・・」「男のくせに・・・」といったものに対して敏感になっているか？などなど。「大人の態度・意識を子は学ぶ」と言われます。学校において、子どもたちにとっての最大の人的環境は、教職員なのです。

赤磐市の小学校においては、学級活動や保健指導などの時間で具体的な指導を行っています。例えば、自分らしく（その人らしく）、性別にとらわれず自他のよさを認め、よりよい人間関係づくりをしようとする心情や態度が育つようにしています。また、「学級生活が豊かになる係活動を考えよう」では、今まで性別を意識して係活動の役割分担を決めていなかったかを振り返り、性別にとらわれず係活動を考えるという新しい観点を取り入れて実践している学校もあります。

赤磐市の中学校においては、生徒会役員における女子生徒の割合が高く、中には生徒会長が女子生徒の学校もあります。また、どの中学校も行事等で男女関係なく、一人ひとりがいきいきと活動しています。その他にも、多様性を尊重する意図をもって、「ジェンダーレス制服（性差を感じさせない制服）」を導入している中学校もあります。

今後も学校生活全体を通して、子どもたちに確かな人権意識・男女共同参画意識が育っていくように、指導・支援していく必要があります。

## 数値目標

| 目 標 項 目                                                 | 現状（令和2年度）               | 目標（令和8年度） | 担 当 課              |
|---------------------------------------------------------|-------------------------|-----------|--------------------|
| 人権講演会等の参加者数                                             | 230 人/年<br>(令和元年度)      | 250 人/年   | 協働推進課              |
| 男女共同参画セミナーの20代、30代参加者の割合                                | 13.2%                   | 30%       | 協働推進課              |
| 男女共同参画セミナーの男性参加者の割合                                     | 19.1%                   | 30%       | 協働推進課              |
| 家庭教育講座等の参加者数                                            | 延べ 1,812 人/年<br>(令和元年度) | 2,200 人/年 | 社会教育課              |
| じんけん学習講座の参加者数                                           | 56 人/年<br>(令和元年度)       | 延べ 50 人/年 | 社会教育課              |
| 性別によって男女の役割を固定する考え方に、「どちらかといえば同感できない」、「同感できない」と回答した割合の和 | 76.2%                   | 86%       | 協働推進課<br>(アンケート調査) |
| 学校教育の現場で、男女が「平等になっている」と回答した人の割合                         | 66.6%                   | 70%       | 協働推進課<br>(アンケート調査) |

◆新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和2年度は多くの講演会やセミナーを中止したため、令和元年度の実績値を記載。



## 重点目標 2 人権を尊重する意識の醸成

### 現状と課題



- 市では、市民一人ひとりの人権が尊重され、すべての市民が人権尊重の意識をもち、こころ豊かな住みよいまちとなるために、平成 26（2014）年 10 月 21 日に人権尊重都市宣言を制定しています。
- 市の「人権に関する意識調査」（平成 31（2019）年 3 月調査）では、今の社会を「人権が尊重されている社会だ」ととらえている人は約 7 割、平素から人権について「大切なことだ」と思っている人は約 8 割います。また、関心のある人権問題について、約 3 割の人が「女性」と回答していますが、「性同一性障害のある人」、「性的指向」と回答した人はともに 1 割を切っています。
- メディアについては、新聞やテレビ、雑誌などが社会に大きく影響することはもちろんですが、スマートフォンなどの普及でいつでも、どこでも、様々な人が発信する情報を手軽に入手できる現代においては、その情報を正しく読み解く力がさらに重要となっています。
- 市民アンケートでは、約 8 割の人が性的マイノリティ※という言葉を知っており、言葉については相当なレベルまで浸透したと言えますが、依然として根強い差別や偏見が見受けられることから、性的マイノリティ※を理由に困難な状況に置かれないよう、その理解の促進を一層強化する必要があります。
- 男女共同参画社会の実現に向けては、国際的な動きのなかで女性の地位向上が図られてきており、現在も国際的な協調のもと、国の男女共同参画の施策が形成されています。こういった国際社会の状況について理解するとともに、身近な地域においては、市内に在住する外国人が暮らしやすく、日本人と外国人がお互いに異なる文化や価値観を尊重できるひとづくり、地域づくりを進めていくことも重要です。
- 男女共同参画社会を実現するためには、これらの人権問題についての市民の認識を深め、社会全体で関心を高めていく必要があります。

## 施策の方向

### (1) メディアにおける人権を尊重した表現の促進

様々な媒体から発信される情報が、どのような意図、意味を持って発信されているか批判的に読み解く能力を習得するための学習機会を提供します。

| 施策項目                 | 内容                                                      | 担当課                     |
|----------------------|---------------------------------------------------------|-------------------------|
| ①メディア・リテラシー※教育の普及・啓発 | 児童・生徒、教職員、保護者をはじめ広く市民を対象に、メディア・リテラシー※の向上に向けた学習機会を提供します。 | 協働推進課<br>学校教育課<br>社会教育課 |
| ②市の刊行物等への表現の留意       | 市の広報物・印刷物などに、固定的な性別役割分担意識や性差別の助長につながるような表現がないように留意します。  | 秘書広報課<br>関係各課           |

### (2) 性的マイノリティ※への理解の促進

性的マイノリティ※への差別や偏見が解消されるよう、性的マイノリティ※への理解を促進させる啓発を行います。

| 施策項目   | 内容                                                                       | 担当課                     |
|--------|--------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| ①広報・啓発 | 性的マイノリティ※に対する差別や偏見をなくすために、広報紙やホームページ、その他の様々な手段や機会を活用して、理解の促進に向けた啓発を行います。 | 協働推進課<br>学校教育課<br>社会教育課 |

### (3) 国際社会における男女共同参画の推進

男女共同参画に関する国際社会の状況や動向について理解を深め、市民一人ひとりが多様性を認める社会を実現するために、男女共同参画と多文化共生社会※の実現に向けた取り組みを推進します。

| 施策項目                    | 内容                                                                        | 担当課            |
|-------------------------|---------------------------------------------------------------------------|----------------|
| ①国際理解・異文化理解・多文化共生社会※の推進 | 国際理解・異文化理解事業の内容の充実を図るとともに、日本人と外国人が異なる文化や価値観を互いに尊重しながらともに生活できる環境づくりを推進します。 | 政策推進課<br>学校教育課 |



## 数値目標

| 目 標 項 目                        | 現状（令和2年度）          | 目標（令和8年度） | 担 当 課              |
|--------------------------------|--------------------|-----------|--------------------|
| 性的マイノリティ※という言葉を知っている」と回答した人の割合 | 76.5%              | 80%       | 協働推進課<br>(アンケート調査) |
| 国際交流・国際理解のイベント・講座等参加者数         | 139 人/年<br>(令和元年度) | 200 人/年   | 政策推進課              |

◆新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和2年度の国際交流・国際理解のイベント・講座等をすべて中止したため、令和元年度の実績値を記載。

## コラム

### 性的マイノリティの方に対する理解を深めよう

LGBTQ とは、Lesbian（レズビアン、女性同性愛者）、Gay（ゲイ、男性同性愛者）、Bisexual（バイセクシュアル、両性愛者）、Transgender（トランスジェンダー、性自認が出生時に割り当てられた性別とは異なる人）、Questioning（クエスチョニング、自らの性のあり方について、特定の枠に属さない人、わからない人等）の頭文字をとった言葉で、性的マイノリティ（性的少数者）を表す総称のひとつとしても使われることがあります。

LGBTQ の象徴とされる虹色の旗「レインボーフラッグ」

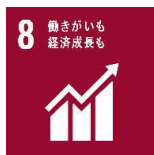


また、近年では、LGBTQ に代わり、SOGI という言葉で表現されることも増えてきています。SOGI とは、性的指向（sexual orientation）と性自認（gender identity）の頭文字をとった略称です。SOGI は、特定の性的指向や性自認の人のみが持つものではなく、すべての人が持つもので、性的マイノリティの問題を特定の人びとにのみ配慮が必要な課題として捉えるのではなく、すべての人の対等・平等、人権の尊重に根ざした課題として捉えるべきであるという、国際的潮流に則った大きな考え方があります。

## 基本目標 2 男女が共に活躍する活力あふれる地域社会づくり

### (女性活躍推進計画)

【関連する SDGs の開発目標】



## 重点目標 1 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

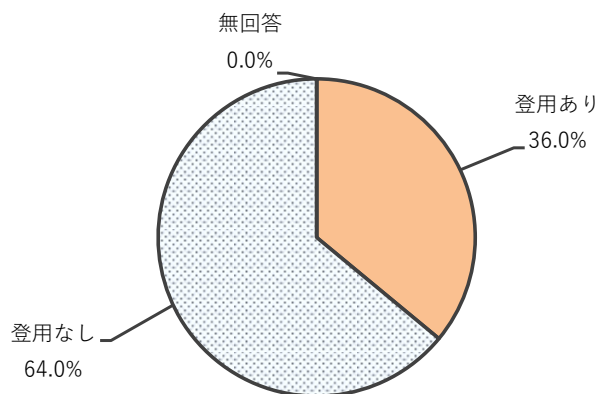
### 現状と課題



- 活力あふれる社会をつくっていくためには、性別などに関わらず多様な人材から、多様な視点や意見を積極的に取り入れて、様々な事柄を決定していくことが重要です。
- 市の行政委員会及び法令・条例設置の審議会等への男女共同参画の状況については、女性委員のいない審議会等の数は総数 22 件のうち、1 件のみとなっており、目標である 0 件をほぼ達成していますが、委員に占める女性の割合は 31.2%と横ばいで推移しており、市の目標としている 40%には到達していません。女性の声を市政に届ける機会を増やすため、引き続き、女性委員の登用率の向上と女性委員の含まれていない審議会等の解消に積極的に取り組む必要があります。
- 平成 30（2018）年 5 月、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が公布・施行されましたが、本市の市議会議員に占める女性の割合は 16.7%に留まっています。また、自治会長に占める女性の割合に関しては 5%にも届いていないといった状況が続いています。意思決定や対外的な交渉に参画することが女性自身のエンパワーメントにもつながることから、固定的な性別役割分担意識の解消や女性の能力向上のための研修開催の取り組みが必要です。
- 市職員の管理職のうち、女性職員の登用率は増加基調にあったものの、平成 29（2017）年度以降は横ばいで推移しており、目標である 25%に対して、令和 2（2020）年度は 18.2%に留まっています。
- 事業所アンケートでは、女性の管理職の「登用あり」と回答した企業は 36.0%となっていますが、性別に関わりなく個人が能力を発揮するために、「性別により評価することがないよう評価基準を明確に定めている」、「仕事と家庭を両立するための制度を充実させている」といった取り組みを実施する企業が増加しています。
- 平成 15（2003）年、国は、「社会のあらゆる分野において、2020 年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも 30%程度となるよう期待する」と目標を掲げたが、政治分野や経済分野などで進捗が遅れたことから、全体として「30%」の水準に到達できませんでした。2020 年代の可能な限り早期に 30%の水準に到達するためにも、自治体や企業などによるさらなる積極的な取り組みが必要です。

- 今後、市や企業などにおける政策・方針決定過程への男女共同参画をさらに推進していくためには、比較的規模の小さい事業所を中心にポジティブ・アクション※の啓発などを充実していく必要があります。また、男女が共に活躍できる地域社会づくりに向けては、女性のエンパワーメント※も重要であることから、その学習機会・能力開発・人材育成にも引き続き取り組む必要があります。

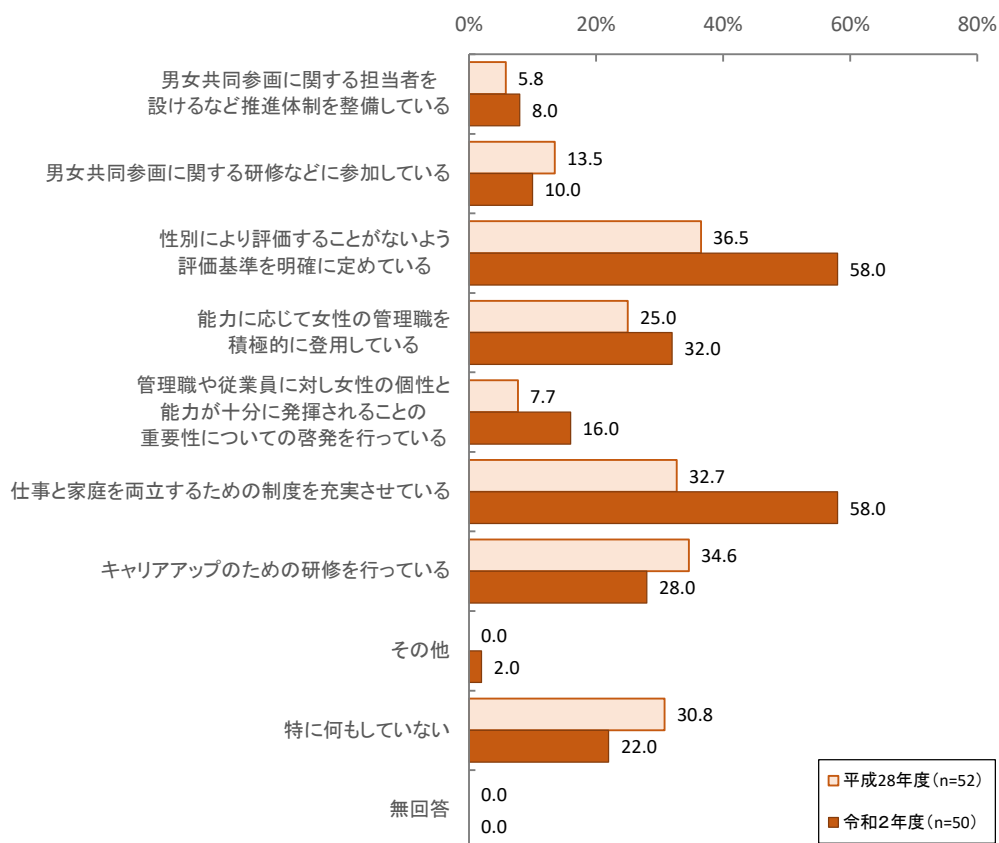
女性の管理職への登用状況



(n=50)

資料：赤磐市男女共同参画に関する事業所アンケート（令和2年度）

性別に関わりなく、個人の能力を発揮できるための取り組み（前回調査との比較）



資料：赤磐市男女共同参画に関する事業所アンケート（令和2年度）

行政委員会及び法令・条例設置の審議会等への女性の登用状況

|          | 審議会等委員      |             |             | 審議会等の数 |                 |                    |
|----------|-------------|-------------|-------------|--------|-----------------|--------------------|
|          | 委員総数<br>(人) | 女性委員<br>(人) | 女性委員の<br>割合 | 総数     | 女性が参画する<br>審議会等 | 女性が参画する<br>審議会等の割合 |
| 平成 28 年度 | 308         | 95          | 30.8%       | 22     | 21              | 95.5%              |
| 平成 29 年度 | 316         | 98          | 31.0%       | 22     | 21              | 95.5%              |
| 平成 30 年度 | 300         | 101         | 33.7%       | 21     | 20              | 95.5%              |
| 令和元年度    | 300         | 105         | 35.0%       | 21     | 21              | 100%               |
| 令和 2 年度  | 317         | 99          | 31.2%       | 22     | 21              | 95.5%              |

資料：協働推進課

市議会議員への女性の選出状況、市職員管理職の女性の登用状況

|          | 市議会議員       |             |             | 市職員の管理職 |        |              |
|----------|-------------|-------------|-------------|---------|--------|--------------|
|          | 議員総数<br>(人) | 女性議員<br>(人) | 女性議員の<br>割合 | 管理職総数   | 女性の管理職 | 女性管理職<br>の割合 |
| 平成 28 年度 | 17          | 3           | 17.6%       | 59      | 15     | 25.4%        |
| 平成 29 年度 | 18          | 2           | 11.1%       | 52      | 10     | 19.2%        |
| 平成 30 年度 | 18          | 2           | 11.1%       | 49      | 7      | 14.3%        |
| 令和元年度    | 18          | 2           | 11.1%       | 43      | 8      | 18.6%        |
| 令和 2 年度  | 17          | 2           | 11.8%       | 44      | 8      | 18.2%        |

資料：議会事務局

資料：総務課

自治会における女性自治会長の割合

|          | 自治会長          |               |               |
|----------|---------------|---------------|---------------|
|          | 自治会長総数<br>(人) | 女性自治会長<br>(人) | 女性自治会長<br>の割合 |
| 平成 28 年度 | 132           | 3             | 2.3%          |
| 平成 29 年度 | 132           | 4             | 3.0%          |
| 平成 30 年度 | 132           | 6             | 4.5%          |
| 令和元年度    | 132           | 5             | 3.8%          |
| 令和 2 年度  | 132           | 4             | 3.0%          |

資料：くらし安全課

## 施策の方向

### (1) 市の政策・方針決定過程への女性の参画促進

政策・方針決定の場へ女性の積極的な登用を引き続き促進していくとともに、行政においては、人事配置など仕事と生活の調和を実現しやすい環境整備を進めます。

| 施策項目             | 内容                                                         | 担当課  |
|------------------|------------------------------------------------------------|------|
| ①審議会等への女性の参画促進   | 各課は男女共同参画の視点に立って、各種審議会等に女性を積極的に登用するとともに、女性のいない審議会の解消に努めます。 | 関係各課 |
| ②市の管理職への女性の積極的登用 | 能力のある女性のさらなる活躍を推進するため、市の管理職に女性職員を積極的に登用します。                | 総務課  |

### (2) 企業・地域団体等における女性の参画促進

事業所や地域活動団体等における女性の登用状況の把握に努め、女性の管理監督職への登用や、方針決定にかかわる場への参画を進めるための働きかけや女性の登用にかかる情報提供などの周知・啓発を行います。

| 施策項目              | 内容                                                                                                                                                         | 担当課            |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| ①女性の参画促進のための啓発    | 女性の参画促進や指導的地位に占める女性の割合の増加に向けて、企業がポジティブ・アクション※に取り組みやすいように、研修会や取り組み事例、導入方法などを情報提供します。<br>また、地域団体等においては、赤磐市男女共同参画団体ネットワークへの登録を促進し、会員の交流会や研修会を通して女性の参画促進を図ります。 | 協働推進課<br>商工観光課 |
| ②性別役割分担意識解消のための啓発 | 企業における固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、様々な手段や機会を活用して啓発に努めます。                                                                                                            | 協働推進課<br>商工観光課 |

### (3) 女性リーダーの人材育成支援

方針決定の場へ女性が積極的に参画するよう、女性自身の意識や行動の改革を促すとともに、女性リーダーの育成と女性が能力を十分に発揮できる環境づくりを図ります。

| 施策項目          | 内容                                                                                    | 担当課   |
|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| ①啓発・推進リーダーの養成 | 男女共同参画に関する講座やセミナー、講演会への参加を通して、家庭や地域、職場などで男女共同参画について啓発するリーダーを養成します。                    | 協働推進課 |
| ②じんけん学習講座     | 市民を対象に、人権問題に関する講座の開催や、親子じんけん学習講座などの視察研修の実施により、学校や地域、家庭などで男女共同参画に関する世論形成の核となる人材を育成します。 | 社会教育課 |

## 数値目標

| 目 標 項 目          | 現状（令和2年度） | 目標（令和8年度） | 担 当 課 |
|------------------|-----------|-----------|-------|
| 各種審議会等委員への女性の登用率 | 31.2%     | 40.0%     | 協働推進課 |
| 女性委員のいない審議会等の数   | 1         | 0         | 協働推進課 |
| 市管理職のうち、女性職員の登用率 | 18.2%     | 25.0%     | 総務課   |

## コラム

### 世界での女性の政治参画について

世界経済フォーラムが令和3（2021）年3月、ジェンダーギャップ指数を発表し、日本の「政治」の順位は156か国中147位（前は144位）でした。「政治」のスコアは上がっているものの、順位は下がっており、各国がジェンダー平等に向けた努力を加速している中、日本が遅れを取っていることが示されています。

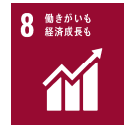
その要因の一つに、クオータ制があげられます。クオータ制とは、男女間格差を是正する方策で、性別等を基準に一定の人々や比率を割り当てる制度のことを指し、世界の約60%の国や地域で導入されています。また、そのほぼ半数が政党による自発的クオータ制を採用しています。

| 地域<br>(国・地域の数)  | クオータ制を導入している国・地域の合計数 |       |
|-----------------|----------------------|-------|
|                 | 国・地域の数               | 割合    |
| アフリカ<br>(54 か国) | 37                   | 68.5% |
| 米州<br>(35 か国)   | 21                   | 60.0% |
| 大洋州<br>(15 か国)  | 5                    | 33.3% |
| アジア<br>(43 か国)  | 19                   | 44.2% |
| 欧州<br>(49 か国)   | 36                   | 73.5% |
| 合計<br>(196 か国)  | 118                  | 60.2% |



## 重点目標 2 雇用の分野における男女共同参画の推進

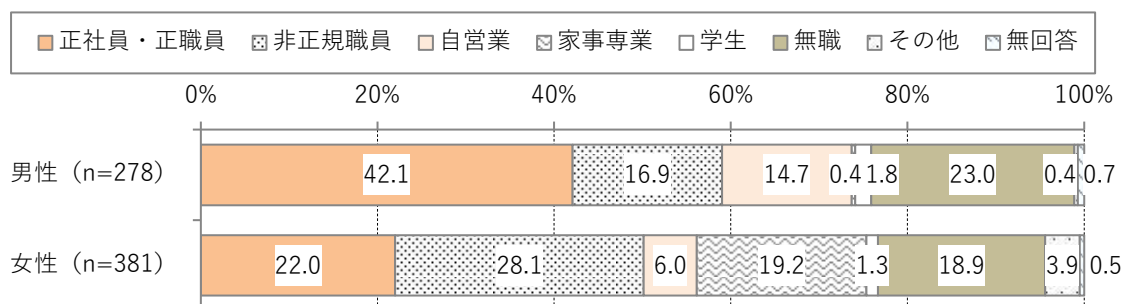
### 現状と課題



- 市民アンケートでは、職場での男女の平等について、前回調査と比較して減少しているものの約3割の人が、『男性の方が優遇されている』と回答しています。また、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識については、『同感する』との回答が約2割となっていますが、単純に比較できないものの県の調査（「同感する」が9.6%）と比べて多くなっています。
- 市民アンケートでは、女性が就労することについて、「結婚や出産にかかわらず、就労し続ける」と回答した割合が最も高く 27.7%となっていますが、県の調査（45.9%）や国の調査（61.1%）と比較すると低くなっています。
- 市民アンケートでは、仕事を退職、中断、転職したことがある理由として女性は、「結婚のため」との回答が最も多く、次いで、「出産・育児のため」となっています。また、就労形態別にみると、非正規職員の「結婚のため」と回答した割合は、正規職員の約 1.7 倍、「出産・育児のため」は約 1.5 倍となっています。
- 近年は妊娠・出産・育児に関連して職場から不当な扱いを受ける「マタニティ・ハラスメント※」も問題となっています。男女雇用機会均等法や育児・介護休業法等が改正され（平成 29（2017）年 1 月施行）、事業主はマタニティ・ハラスメント※防止のための措置を講じなければなりません。
- 市の労働力率は30歳代の大きな落ち込みは見られず、また改善の傾向がみられますが、ますます女性が働きやすい環境整備が必要です。
- 市民アンケートでは、就労する女性の約5割が「非正規職員」と回答しており、男性に比べて高くなっています。国の調査では、新型コロナウイルス感染症の影響で、女性正規雇用者数は増加したものの、失業により女性非正規雇用者数も大幅に減少しています。本市でも、女性非正規雇用者の多数の失業が推測されることから、再就職や職業能力開発等の支援を充実させる必要があります。
- 令和 4（2022）年度から改正女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定義務対象企業が常用労働者 101 人以上に拡大されることから、関係機関と連携し、中小企業への相談対応や計画策定への支援を行う必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の影響やデジタル化の進展に伴い、経済・産業構造が急速に変化することが予測されることから、これらを見据えて、女性のデジタル技能の学び直しや教育訓練、再就職、転職などを支援する必要があります。
- 市民一人ひとり、また事業所が、雇用の場において固定的な性別役割分担意識や男女間格差などを是正する意識をもち、事業所の積極的な行動によって職場環境の改善が加速されるよう、これまで以上に雇用の分野における男女共同参画の取り組みを推進していく必要があります。



## 就労形態（性別）



資料：赤磐市男女共同参画に関する市民アンケート（令和2年度）

## 施策の方向

### （１）男女の均等な機会と待遇の確保

雇用条件や就労環境の改善、性別による格差や固定的な役割分担を見直し、職場における男女の均等な機会と待遇の確保を図るとともに、結婚や出産があっても女性が働き続けられるよう、支援に努めます。

| 施策項目                           | 内容                                                                                                 | 担当課                   |
|--------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| ①関係法令等の情報提供                    | 男女雇用機会均等法や育児・介護休業法などの労働に関する各種法律について、広報紙などで広く情報提供します。<br>また、商工会など関係機関と連携して、雇用者及び被雇用者双方への情報提供に努めます。  | 商工観光課                 |
| ②ポジティブ・アクション*の周知・啓発による男女間格差の是正 | 昇進や賃金、職種など男女間の格差是正が図られるように、職業安定所や商工会などと連携し、企業に対してポジティブ・アクション*の周知・啓発を行います。                          | 商工観光課                 |
| ③非正規雇用労働者の処遇改善、正社員への転換の推進      | 雇用における男女間格差の是正や男女が共に活躍する社会の実現を目指して、国の方針などに基づきながら、企業に対して非正規雇用労働者の処遇改善、正社員への転換を推進します。                | 商工観光課                 |
| ④相談・支援体制の整備                    | 労働に関する差別的取り扱いや男女共同参画を阻害する要因を含んだ相談などに対して、関係機関と連携して適切な対応・指導を行います。市の職員に対しては、県の人事委員会などと連携し相談を実施します。    | 協働推進課<br>商工観光課<br>総務課 |
| ⑤職場環境の整備                       | 職場における固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、広報紙やホームページ、その他の様々な手段や機会を活用して啓発します。                                       | 協働推進課                 |
|                                | セクシュアル・ハラスメント*、マタニティ・ハラスメント*などの各種ハラスメント防止に向けて、広報の充実による啓発に努めます。<br>市の職員に対しては、各種ハラスメントの発生防止の徹底を図ります。 | 協働推進課<br>総務課          |

## (2) 女性の就労継続の促進

女性が育児や介護などで離職せず、就労を継続できるように、女性だけでなく男性の育児・介護休業取得の促進や、育休復帰の支援に取り組む事業所の増加を目指して啓発活動や情報提供を行います。

| 施 策 項 目                              | 内 容                                                                                                | 担 当 課 |
|--------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| ①男女の育児・介護休業取得促進、短時間勤務制度等の普及促進        | 育児や介護などにより退職を余儀なくされないように、企業に対して、育児・介護休業制度の実施や休業の取得促進、短時間勤務制度の実施など従業員のライフステージ※に配慮した取り組みの普及・促進に努めます。 | 商工観光課 |
| ②育休復帰支援プラン※の活用促進等による就労継続に向けた環境づくりの推進 | 従業員の育児休業の取得促進及び育児休業後の職復帰が円滑に進むように、企業に対して「育休復帰支援プラン※」などの女性の就労継続の支援制度や、企業の取り組み事例などを情報提供します。          | 商工観光課 |

## (3) 女性のチャレンジ支援

子育てや介護などで一旦就業を中断した女性が、女性の新しい発想や多様な能力を活かせるよう、ポストコロナを見据えつつ、再チャレンジを含む様々な分野へのチャレンジ支援を行います。

| 施 策 項 目    | 内 容                                                                               | 担 当 課          |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| ①再就職の支援    | 再就職を支援するセミナーや制度に関する情報、求人情報について、情報誌やホームページなどで情報提供します。                              | 協働推進課<br>商工観光課 |
| ②職業能力開発の支援 | 県や商工会などが実施する女性の職業能力を高めるための学習機会や資格取得のための講座などについて、広報紙やホームページなどで情報提供します。             | 協働推進課<br>商工観光課 |
| ③起業の支援     | 国・県・市や商工会・関係機関が実施する起業のための支援制度や異業種交流会などについて、各種媒体により情報提供します。<br>また、商工会と連携した啓発を行います。 | 商工観光課          |
| ④新しい働き方の支援 | 多様で柔軟な働き方を自分で選択できるよう、クラウドソーシング※などの普及啓発を行い、選択肢を広げます。                               | 政策推進課          |

## 数値目標

| 目 標 項 目                        | 現状（令和2年度）             | 目標（令和8年度）           | 担 当 課              |
|--------------------------------|-----------------------|---------------------|--------------------|
| 再就職・職業能力開発のための<br>セミナー参加者数     | 延べ 199 人/年<br>(令和元年度) | 延べ 210 人/年          | 商工観光課              |
| 起業家の育成人数（うち女性）                 | 延べ 31 人/年<br>(12 人)   | 延べ 40 人/年<br>(15 人) | 商工観光課              |
| 女性を管理職に登用している事業所<br>の割合        | 36.0%                 | 40%                 | 協働推進課<br>(アンケート調査) |
| 職場で、男女が「平等になっている」<br>と回答した人の割合 | 46.2%                 | 50%                 | 協働推進課<br>(アンケート調査) |

◆新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和2年度の再就職・職業能力開発のためのセミナーを一部中止したため、令和元年度の実績値を記載。

## 重点目標 3 農林業・自営の商工業における男女共同参画の推進

### 現状と課題



- 農林業及び自営の商工業においては、家族による経営が主であることから、男性も女性も生産、加工、販売などの重要な担い手ではありますが、仕事と家庭生活が分離しにくい状況や、若い世代が少ない農林業の現場では年齢が高いほど強くなる固定的な性別役割分担意識などによって、女性の主体的な参画や、その労働に見合う適正な評価や報酬を受けていない状況があると考えられます。
- 市では、男女が対等なパートナーとして農業経営に参画できるように、就農等支援センター、東備農業普及指導センターや晴れの国岡山農業協同組合と協力して家族経営協定※の締結増加に取り組んでいるところですが、制度の理解を得るのに時間を要している状況です。また、農林業における女性の参画拡大に向けて、地域の農業の担い手となる認定農業者※の育成や支援にも男女問わず取り組んでいます。認定農業者※を目指す女性農業者が少ない状況です。個々の経営規模に見合う労働力が確保できていない農業者もいるため、女性を含めた家族、親族等による労働力確保を指導していく必要があります。
- 農作物を活用した特産品の開発や加工といった6次産業化の推進においては女性を中心に取り組んでいるものの、農林業・自営の商工業全体においては、女性の参画は十分ではありません。
- 関係機関と連携して、農林業・自営の商工業における女性の生活や就労などについての実態把握に努めながら、女性の参画に対する意識改革や環境整備などに今後も取り組んでいく必要があります。

#### 認定農業者※数に占める女性の割合

|          | 総数（人） | 女性数（人） | 女性の割合 |
|----------|-------|--------|-------|
| 平成 28 年度 | 103   | 4      | 3.9%  |
| 平成 29 年度 | 104   | 4      | 3.8%  |
| 平成 30 年度 | 111   | 4      | 3.6%  |
| 令和元年度    | 110   | 4      | 3.6%  |
| 令和2年度    | 100   | 4      | 4.0%  |

資料：農林課

#### 農業委員数に占める女性の割合

|          | 総数（人） | 女性数（人） | 女性の割合 |
|----------|-------|--------|-------|
| 平成 28 年度 | 30    | 5      | 16.7% |
| 平成 29 年度 | 30    | 5      | 16.7% |
| 平成 30 年度 | 35    | 3      | 8.6%  |
| 令和元年度    | 35    | 3      | 8.6%  |
| 令和2年度    | 35    | 3      | 8.6%  |

資料：農林課

#### 家族経営協定※締結農家数

|          | 農家数  |
|----------|------|
| 平成 28 年度 | 14 戸 |
| 平成 29 年度 | 16 戸 |
| 平成 30 年度 | 13 戸 |
| 令和元年度    | 13 戸 |
| 令和2年度    | 15 戸 |

資料：農林課

## 施策の方向

### (1) 就業環境の整備

農業や商店経営などの家族経営や小規模事業所などにおける女性の就労環境の改善を図り、男女共同参画を促進します。

| 施 策 項 目              | 内 容                                                                         | 担 当 課        |
|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------|--------------|
| ①農林業、自営の商工業従事者への意識啓発 | 農林業、自営の商工業に従事する女性の労働状況等の実態把握に努めるとともに、就労環境の改善に向けた啓発を行います。                    | 農林課<br>商工観光課 |
| ②家族経営協定※の推進          | 男女が対等なパートナーとして農業経営に参画できるよう、大規模農家を対象に家族経営協定※の普及・啓発に努めるとともに、締結に向けた相談・支援を行います。 | 農林課          |

### (2) 経営・事業運営への女性の参画拡大

男女がそれぞれの能力を十分に活かしながら、ともに協力して経営・事業運営に当たれるように、人材育成の支援や女性の参画拡大に向けた啓発を行います。

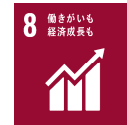
| 施 策 項 目          | 内 容                                                           | 担 当 課        |
|------------------|---------------------------------------------------------------|--------------|
| ①女性の認定農業者※等の育成支援 | 農業経営への女性の参画を推進するために、認定農業者制度の普及・啓発に努めるとともに、女性の認定農業者※の育成を支援します。 | 農林課          |
| ②方針決定過程への女性の参画拡大 | 農林業・自営の商工業における経営面や農業委員会等の政策方針決定過程への女性の参画拡大に向けた啓発を行います。        | 農林課<br>商工観光課 |
| ③女性経営者育成の支援      | 女性農業者等を対象に、農作物を活用した特産品開発、農作物の加工技術の向上に向けた支援を行います。              | 農林課          |
|                  | 商工会などが実施する経営管理に関する研修会など、女性経営者を育成するための支援に関する各種情報を提供します。        | 商工観光課        |

## 数値目標

| 目 標 項 目         | 現状（令和2年度） | 目標（令和8年度） | 担 当 課 |
|-----------------|-----------|-----------|-------|
| 家族経営協定※締結農家数    | 15 戸      | 20 戸      | 農林課   |
| 認定農業者※における女性の割合 | 4 %       | 8 %       | 農林課   |

## 重点目標 4 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

### 現状と課題



- 性別や年齢に関わらず、心豊かに生きがいを感じながら人生を送るうえで、「仕事」と、家事・育児・介護・趣味・地域活動などの「生活」は、どちらか一方だけではなく、どちらも大事にして、双方のバランスをとることが非常に重要です。
- 市民アンケートでは、「仕事」と「生活」とのバランスについて、理想は「家庭生活又は地域活動と仕事を同じように両立する」ことと半数以上の人回答しているものの、現実には両立している人は約2割で、3割を超える人が、「家庭生活又は地域活動にも携わるが、あくまで仕事を優先させている」と回答しています。特に男性の約5割が現実では「家庭生活又は地域活動にも携わるが、あくまで仕事を優先させている」と回答しています。
- ワーク・ライフ・バランス※を図るために必要なこととして、「子育てや介護・看護のための休暇・休業を取りやすい職場環境」を挙げる人が最も多かったものの、男性の育児・介護休業の取得が少ない理由としては、「職場での理解や後押しが得られないから」との意見が多く、ワーク・ライフ・バランス※の必要性和、その実現がもたらす効用について、市民、事業所双方への周知・啓発が必要です。
- 事業所アンケートでは、ワーク・ライフ・バランス※を推進するための取り組みについて、「有給休暇の取得促進」をはじめとした、多くの取り組みが前回調査から増加しており、事業所における意識が変わりつつあることもうかがえます。
- 平成30(2018)年に「働き方改革関連法」が成立し、長時間労働が是正されたことや新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、テレワーク※が急速に社会に浸透したことなど、就業環境が大きく変化していることから、社会的な機運の高まりを追い風に、ワーク・ライフ・バランス※の推進を加速することが重要です。
- 行政に望むこととしては、市民アンケートからも、事業所アンケートからも、「保育サービスや学童保育などの子育て支援の充実」、「介護・看護に関するサービスの充実」との意見が多く挙げられており、これからもこれらのサービス充実に取り組んでいく必要があります。
- 市民アンケートでは、地域社会での男女平等について、約4割が『男性の方が優遇されている』と回答しています。また、地域活動における男女共同参画の状況について、約3割が「団体の会長には男性が就き、女性は補助的役職に就く慣行がある」と回答しており、前回調査から低下しているものの、引き続き地域活動における固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発活動に取り組む必要があります。
- 人生100年時代が到来する中、地域の人がお互いに支え合いながら、誰もが安心して暮らせるまちとなるためには、男性中心で進められている地域活動について改め、男女それぞれの視点による多様な意見や取り組みのもと、市民・地域・行政などが協働して自分たちが住む地域をつくりあげる必要があります。



## 施策の方向

### (1) 仕事と生活の調和の実現に向けた啓発の推進

仕事と生活の調和の実現に向けた社会的気運の醸成を図るために、ワーク・ライフ・バランス\*の理解と普及の促進に努めます。

| 施 策 項 目                         | 内 容                                                                                                | 担 当 課                   |
|---------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| ①職場における育児休業・介護休暇をはじめとした休暇等の取得促進 | 市職員が男女共に積極的に育児休業・介護休暇等を取得するよう、制度の周知や勤務環境の改善とともに、職員個人及び組織全体の意識の醸成を図ります。                             | 総務課                     |
| ②多様な働き方に向けた啓発                   | 市内各事業所等や市民に対して、フレックスタイム*やワークシェアリング*、テレワーク*、労働時間の短縮などに関する情報を提供し、多様な働き方の推進に向けた啓発に努めます。               | 協働推進課<br>商工観光課<br>政策推進課 |
| ③長時間労働の削減に向けた啓発                 | 市内各事業所に対して、家庭生活における男女共同参画を大きく阻む長時間労働の削減が推進されるよう啓発に努めます。<br>また、市役所内においても、適正な人員配置などにより長時間労働の削減に努めます。 | 商工観光課<br>総務課            |

### (2) 家庭生活における男女共同参画の推進

男性の家事・育児・介護等への参画を促進し、男女がともに家庭生活における役割を分担できるよう、様々な機会や施策を通じて、男女共同参画への男性の理解促進と意識改革を図ります。

| 施 策 項 目         | 内 容                                                         | 担 当 課 |
|-----------------|-------------------------------------------------------------|-------|
| ①男女共同参画の普及・啓発   | 広報紙やホームページ、その他の様々な手段や機会を活用して、家庭生活における男女共同参画の普及・啓発を行います。     | 協働推進課 |
| ②男性の家事・育児への参画促進 | 男性の男女共同参画の意識を高めるために、子育て講座、乳幼児健康診査などを通じて、男性の家事・育児への参画を促進します。 | 健康増進課 |



### (3) 地域生活における男女共同参画の推進

地域活動における男女共同参画の必要性について意識啓発を行うとともに、性別や年齢、国籍、障害の有無などにかかわらず、誰もが地域社会の一員としての自覚を持って、まちづくり・地域づくりへの積極的な参加・参画ができる環境の整備と市民、地域活動団体、事業所及び行政の協働による事業の推進を図ります。

| 施 策 項 目            | 内 容                                                                         | 担 当 課 |
|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------|-------|
| ①地域活動団体による啓発活動への支援 | 市内のボランティア団体やNPO※の地域活動団体に対して男女共同参画について啓発するとともに、地域活動団体による啓発活動の推進とその活動支援を行います。 | 協働推進課 |
| ②男女共同参画団体ネットワークの拡大 | 男女共同参画の意識を地域全体に広げていくために、赤磐市男女共同参画団体ネットワークに登録する団体の増加に努めます。                   | 協働推進課 |

### (4) 子育て・介護の支援体制の充実

家庭における育児や介護などについての女性の負担を軽減し、男女がともに社会参画と家庭参画の両立が促進できるよう、子育て環境や介護環境の整備、充実に努めます。

| 施 策 項 目        | 内 容                                                              | 担 当 課  |
|----------------|------------------------------------------------------------------|--------|
| ①保育サービスの充実     | 仕事を持つ男女が安心して子育てができるように、一時預かり・延長保育など、多様な就労形態にあった保育サービスの充実を図ります。   | 子育て支援課 |
| ②放課後児童クラブの充実   | 就労などで家庭に保護者のいない小学生が安心・安全に過ごせるよう、放課後児童クラブの環境の整備・充実に努めます。          | 子育て支援課 |
| ③地域の子育て支援体制の充実 | 児童館、子育て支援センター、ファミリー・サポート・センター※など地域での子育て支援体制の充実や活動の周知に努めます。       | 子育て支援課 |
| ④地域の介護支援体制の強化  | 地域包括ケアシステム※の構築による介護・医療等のサービス充実や、介護する家族の孤立感や負担軽減に向けた相談体制の充実に努めます。 | 介護保険課  |

## 数値目標

| 目 標 項 目                                                         | 現状（令和2年度） | 目標（令和8年度） | 担 当 課              |
|-----------------------------------------------------------------|-----------|-----------|--------------------|
| 市男性職員の育児休業取得率                                                   | 4.8%      | 30%       | 総務課                |
| 市男性職員の配偶者出産休暇及び<br>育児参加休暇取得率                                    | 61.9%     | 100%      | 総務課                |
| 市職員の有給休暇取得率                                                     | 23.4%     | 30%       | 総務課                |
| 男女共同参画団体ネットワーク<br>登録団体数                                         | 8 団体      | 12 団体     | 協働推進課              |
| 放課後児童クラブ設置数                                                     | 20 か所     | 22 か所     | 子育て支援課             |
| ファミリー・サポート・センター※<br>利用件数                                        | 1,550 件/年 | 1,100 件/年 | 子育て支援課             |
| 地域社会で、男女が「平等になって<br>いる」と回答した人の割合                                | 46.4%     | 50%       | 協働推進課<br>(アンケート調査) |
| 現実には、『家庭生活』又は『地域・<br>個人の生活』と『仕事』を同じよう<br>に両立させている」と回答した人の<br>割合 | 20.8%     | 53.5%     | 協働推進課<br>(アンケート調査) |

## 基本目標 3 誰もが安心して暮らせる環境づくり

### 【関連する SDGs の開発目標】



## 重点目標 1 生涯を通じた健康づくりへの支援

### 現状と課題



- 男女は身体的性差によって、ライフステージ※に応じた健康面での配慮が必要であり、男女がお互いに違いを理解し人権を尊重することは、男女共同参画の推進には欠かせないものです。
- 女性においては、妊娠や出産をする可能性があることなど、心身の健康に特に配慮が必要であることから、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ※についての理解が重要です。
- 市では、子どもを持ちたいという方々の気持ちに寄り添うとともに、経済的な負担の軽減を図るため、治療費が高額となる体外受精や顕微授精（特定不妊治療）について、岡山県の助成制度に上乗せして医療費の一部を助成しています。
- 男性においては、就労世代に肥満や運動不足、喫煙、飲酒などの健康課題が多いことや、女性に比べて自殺者が多いことなど、社会環境の改善も含めた健康づくりが必要です。
- 一人ひとりが性別や年齢に応じて取り組むべき健康課題について意識し、日頃から健康づくりを実践できるよう、様々な機会で啓発活動を行うとともに、実践につながる支援に今後も取り組んでいく必要があります。

### 施策の方向

#### （１）生涯を通じた男女の健康支援

市民の生活習慣の改善や健康づくりを支援するための健康教育・相談体制、健康診査実施体制の充実はもとより、生涯を通じた女性の健康支援として、安心して出産できる環境整備や、女性特有のこころや身体の悩みについても気軽に相談できる体制の充実を図ります。

| 施 策 項 目                | 内 容                                                                                                                     | 担 当 課   |
|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| ①健康管理の普及・啓発            | 健康診査・健康教育・健康相談などを通して、健康管理に関する正しい知識の普及・啓発と生活習慣病予防に努めます。<br>また、子宮がん、乳がんについての正しい知識の普及・啓発とともに、これらのがんの早期発見に向けて検診受診率の向上に努めます。 | 健康増進課   |
| ②安心・安全な妊娠・出産の確保        | 早期の妊娠届の必要性について啓発するとともに、母子健康手帳の交付や交付時の啓発によって妊娠中の健康管理に関する正しい知識を普及します。<br>また、産科医療機関との連携を強化し、必要時には訪問・連絡調整等の支援を行います。         | 健康増進課   |
| ③スポーツ・レクリエーション活動への参加促進 | 生涯を通じた健康の維持・増進を図るために、誰もが気軽に参加できるスポーツ・レクリエーション活動の普及に努めます。                                                                | スポーツ振興課 |

## (2) 性と生殖に関する健康と権利の重要性の普及・啓発

男女それぞれの性や身体的特性に対する正しい理解を促進し、互いの性を尊重する意識の醸成と、生涯を通じた男女のこころと体の健康支援を図ります。

| 施 策 項 目            | 内 容                                                                                                                         | 担 当 課                   |
|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| ①性教育の推進と学習機会の充実    | 児童・生徒を対象に実施している、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ <sup>*</sup> に関する学習や、エイズ・性感染症に関する知識の普及の充実を図ります。<br>児童・生徒に対して、発達段階に応じた性教育や保健に関する教育の充実を図ります。 | 協働推進課<br>学校教育課<br>健康増進課 |
| ②不妊に悩む方への医療費の一部を助成 | 不妊治療のうち医療保険が適用されず、治療費が高額となる体外受精や顕微授精（特定不妊治療）について、経済的な負担の軽減を図るため、岡山県の助成制度に上乗せして医療費の一部を助成します。                                 | 健康増進課                   |

## 数値目標

| 目 標 項 目                           | 現状（令和2年度）            | 目標（令和8年度） | 担 当 課   |
|-----------------------------------|----------------------|-----------|---------|
| 健康教室参加者数                          | 4,140 人/年<br>（令和元年度） | 5,000 人/年 | 健康増進課   |
| 乳がん（マンモグラフィ）検診受診率<br>（40歳以上の女性対象） | 10.3%                | 25%       | 健康増進課   |
| 子宮頸がん検診受診率<br>（市検診対象者に対する率）       | 10.5%                | 25%       | 健康増進課   |
| 乳幼児健診受診率                          | 94.4%                | 95%       | 健康増進課   |
| チャレンジデー参加率                        | 65.3%<br>（令和元年度）     | 70%       | スポーツ振興課 |

◆新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和2年度の健康教室を一部中止、チャレンジデーを中止したため、令和元年度の実績値で評価を記載。

## 重点目標 2 さまざまな困難を抱える男女への支援

### 現状と課題



- 個人それぞれの考え方やライフスタイルの変化、雇用・就業構造の変化などにより、核家族化やひとり親世帯の増加、非正規労働者の増加、地域のつながりの希薄化、貧困など、生活困難につながるような状況が幅広い層に広がっています。
- 特に女性は、男性と比べて非正規雇用が多いことから経済的な困難に陥りやすく、このような状況から、母子家庭では子どもの就学環境が整わないなど貧困の連鎖につながる不利な環境が生まれやすくなります。
- 新型コロナウイルス感染症の長期化により、様々な困難や不安を抱えながらも支援が届いていない女性が多くいることを踏まえ、行政だけでは手が届きづらい女性に対するアウトリーチ※型の支援を関係団体と連携し行う必要があります。
- ひとり親世帯は新型コロナウイルス感染症の影響が厳しい形で表れていることから、迅速に職業訓練等、中長期的な自立につながる支援を行っていく必要があります。
- 経済的な理由で生理用品を購入できない女性がいるという「生理の貧困」問題が顕在化し、女性の健康や尊厳に関わる重要な課題となっていることから、支援の方策について検討を進めていく必要があります。
- 核家族化や少子高齢化の進展などにより、高齢者世帯は今後も増加すると考えられます。また、高齢者の増加によって、認知症の高齢者の増加も見込まれています。そのような状況の中で、生涯いきいきと、自立した生活を続けられるようにするためには、地域の見守りや介護予防、介護が必要な状況になった場合の医療・介護サービスの身近な地域での提供が非常に重要となります。
- 障害者に対しては、地域での自立した生活を支援するために引き続き在宅福祉サービスの充実に向けて取り組むことをはじめ、平成28（2016）年4月に施行された「障害者差別解消法」を踏まえて、障害者への不当な差別的扱いの禁止や合理的配慮の提供の必要性を事業所はもちろん、市民にも広く周知して、地域全体で共生社会※を実現する必要があります。

## 施策の方向

### (1) ひとり親家庭等への自立支援

ひとり親家庭の経済的自立と生活の安定を図るため、生活支援や就業支援を行うとともに、子どもの学習支援を推進し、次世代への貧困の連鎖を断ち切るための取り組みを推進します。

| 施 策 項 目       | 内 容                                                         | 担 当 課  |
|---------------|-------------------------------------------------------------|--------|
| ①ひとり親家庭等の自立支援 | ひとり親家庭に対して、生活や就労等の相談を行うとともに、就業に向けた支援や児童扶養手当の支給などの自立支援を行います。 | 子育て支援課 |

### (2) 高齢者への支援

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築・深化や見守り支援の充実、相談支援の充実を図ります。

| 施 策 項 目            | 内 容                                                                      | 担 当 課          |
|--------------------|--------------------------------------------------------------------------|----------------|
| ①身近な地域での介護予防事業の充実  | 高齢者が身近な地域で介護予防に取り組めるよう、介護予防事業の拡大・充実を図ります。                                | 介護保険課          |
| ②地域包括ケアシステム※の構築・深化 | 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、「地域包括ケアシステム※」の構築・深化を図ります。                    | 介護保険課          |
| ③ひとり暮らし高齢者の孤立防止    | ひとり暮らし高齢者が社会から孤立することなく地域で安心して暮らせるように、地域の見守り体制の構築、訪問活動の推進、外出機会の増加などを図ります。 | 介護保険課<br>社会福祉課 |
| ④相談、権利擁護事業の実施      | 地域包括支援センター※を中心に、高齢者やその家族に対してきめ細やかな相談や権利擁護事業を実施します。                       | 介護保険課          |

### (3) 障害者への支援

市民の誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会※」の実現を目指すため、市民が「障害」について正しく理解するための啓発を行うとともに、障害者が地域の中で自立した生活を送ることができるよう障害福祉サービスの充実を図ります。

| 施 策 項 目                  | 内 容                                                                                                                                                                                           | 担 当 課        |
|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| ①障害福祉サービス等の充実            | 障害者が地域で自立して生活を送ることができるように、在宅福祉サービスの充実を図ります。                                                                                                                                                   | 社会福祉課        |
| ②市全域における「障害者差別解消法」の取組の推進 | <p>民間事業所などに「障害者差別解消法」に基づく不当な差別的扱いの禁止と合理的配慮の提供について周知・啓発します。</p> <p>また、市民に対して「障害者差別解消法」の趣旨を啓発し、共生社会※の実現に向けた市民一人ひとりの取り組みを促進します。</p> <p>市役所内では、「障害者差別解消法」に基づき、日常生活や社会生活を送るうえでの障壁となるものを取り除きます。</p> | 社会福祉課<br>総務課 |

### 数値目標

| 目 標 項 目               | 現状（令和2年度） | 目標（令和8年度） | 担 当 課 |
|-----------------------|-----------|-----------|-------|
| 地域包括支援センター※における総合相談件数 | 3,054 件/年 | 3,500 件/年 | 介護保険課 |
| いきいき百歳体操 開催会場数（延べ会場数） | 87 会場     | 120 会場    | 介護保険課 |
| 障害者・障害児の相談支援事業実利用者数   | 252 人/年   | 264 人/年   | 社会福祉課 |



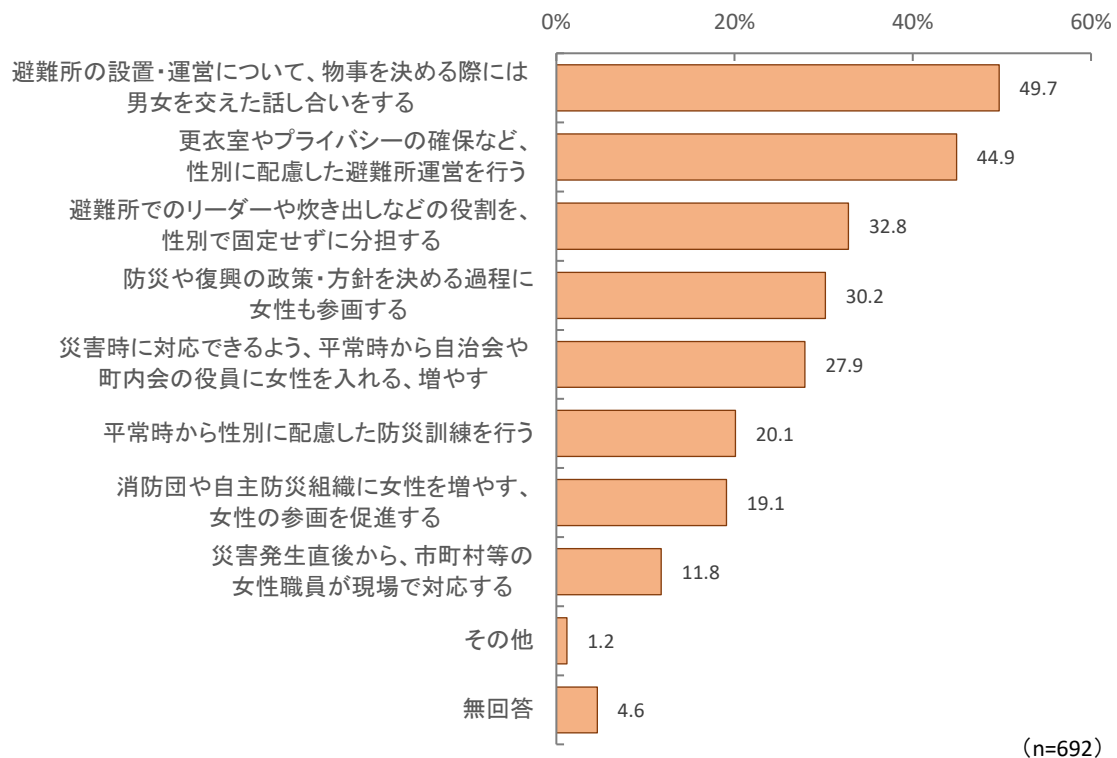
## 重点目標 3 女性視点を反映した地域の防災力の向上

### 現状と課題



- 平成 30 年 7 月豪雨では、本市でも、各地域で河川の増水や土砂災害に伴う道路の損壊、建物の浸水など、甚大な被害を受けました。その教訓を活かし、平常時から男女共同参画の視点を取り入れた防災・減災・災害復興対策を行うとともに、性別に配慮した対応にとどまらず、様々な立場の人に配慮した防災意識の向上を図る必要があります。
- アンケート調査では、性別の違いに気を配った防災・災害対応に必要なこととして、避難所の運営に関する回答が多くなっており、その運営方法を決定する防災会議の女性委員の登用率の向上を推し進める必要があります。
- 避難訓練や防災講座への女性の参加者の増加や、あかいわ防災士連絡会の設立など、防災分野における女性の参画拡大、自主防災組織の連携強化が進んできている状況を今後も継続できるよう、現在の取り組みをさらに充実させる必要があります。

#### 性別の違いに気を配った防災・災害対応のために必要なこと



資料：赤磐市男女共同参画に関する市民アンケート（令和2年度）

## 施策の方向

### (1) 男女のニーズの違いを踏まえた災害対応についての啓発

男女のニーズの違いを踏まえ、さまざまな立場の人に配慮した防災・減災・災害復興対策を啓発するとともに、防災分野で女性の能力が発揮できるような環境の整備を行います。

| 施策項目                         | 内容                                                                                         | 担当課                    |
|------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| ①災害対応について、全職員に対する理解促進        | 災害発生時には、全職員が対応することが必要となるため、日常的、定期的に、各種会議、研修等あらゆる場と機会を活用し、男女のニーズの違いを踏まえた災害対応について職員の理解を深めます。 | くらし安全課                 |
| ②男女のニーズの違いを踏まえた災害対応についての啓発   | 男女のニーズの違いを踏まえた災害対応について、参画型・体験型の学習機会を提供するなどして、性別、年齢等にかかわらず、多様な市民が自主的に考える機会を設けます。            | くらし安全課<br>協働推進課        |
| ③女性消防団員、女性防火クラブ員、女性防災士の確保の拡大 | 女性の視点に立った災害対応について周知・啓発するため、女性消防団員及び女性防火クラブ員、女性防災士の確保に努めます。                                 | 消防総務課<br>予防課<br>くらし安全課 |
| ④女性消防団員が能力を発揮できる環境の整備        | 消防団活動の担い手として重要な役割を果たす女性消防団員について、女性の能力が発揮できるような環境整備を行います。                                   | 消防総務課                  |

### (2) 男女のニーズの違いに配慮した物資の備蓄

男女のニーズの違いや妊産婦・子育て家庭等のニーズに配慮し、女性用品、乳幼児用品等の必要とされる物資について、あらかじめ一定度を備蓄するとともに、個人に対しても、それぞれの家庭のニーズに合わせた備蓄の必要性について周知を行います。

| 施策項目                 | 内容                                                                                          | 担当課    |
|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| ①男女のニーズの違いに配慮した物資の備蓄 | 男女のニーズの違いや子育て家庭等のニーズに配慮し、女性用品、乳幼児用品等の必要とされる物資について、あらかじめ一定度を備蓄します。                           | くらし安全課 |
| ②市民に対する備蓄の必要性の周知徹底   | 個々人によってニーズが異なる食料、生活必需品等については、市が備蓄している女性用品や乳幼児用品等についての品目、量、備蓄場所を可能な限り住民に対し示すとともに、各人の備えを促します。 | くらし安全課 |

## 数値目標

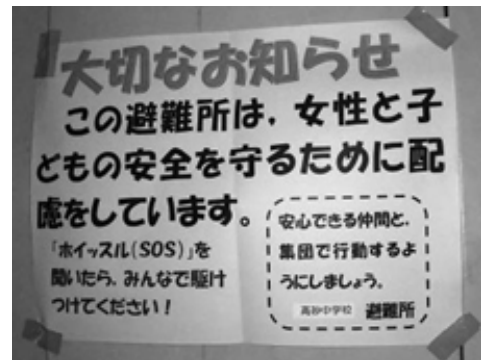
| 目 標 項 目       | 現状（令和2年度） | 目標（令和8年度） | 担 当 課  |
|---------------|-----------|-----------|--------|
| 女性の消防団員数      | 18 人      | 30 人      | 消防総務課  |
| 女性防火クラブ員数     | 180 人     | 200 人     | 予防課    |
| 防災会議の女性委員の登用率 | 6.7%      | 30%       | くらし安全課 |

## コラム

### 男女共同参画の視点からの災害対応

未曾有の被害をもたらした平成 23（2011）年の東日本大震災から 10 年以上が経過しました。発災直後の避難者は約 47 万人にのぼり、その中には避難所生活を余儀なくされた人も少なくありません。そうした中、「女性用の物資が不足した」、「女性用の物資が届いても、男性が配布しているから、もらいに行きづらい」、「授乳や着替えをするための場所がなかった」、「女性だからということで、当然のように炊き出しの仕事を割り振られた」など、物資の備蓄・提供や避難所の運営について女性の視点が入り入れられていないことから生じる、様々な問題が顕在化しました。赤磐市では、防災会議における女性委員の割合を高めることや地域防災計画の作成、修正時には、男女共同参画の視点を反映するよう取り組みを進めています。

東日本大震災で使用された張り紙



## 基本目標 4 男女間のあらゆる暴力を根絶する地域社会づくり

### (DV防止基本計画)

#### 【関連する SDGs の開発目標】



## 重点目標 1 暴力を防ぐ環境づくりの推進

### 現状と課題



- 男女間の暴力はいかなる理由であっても決してゆるされるものではなく、重大な人権侵害です。
- 近年、交際相手からの暴力も問題となっていることから、「DV防止法」が平成 25(2013)年に改正され、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象となりました。
- 女性に対する暴力の背景には、暴力性を男らしさとして容認する風潮や、男女の経済力の格差など、男性優位の社会構造が考えられます。DV※は、いつでも、誰にでも起こり得る問題として、市民一人ひとりが「どんな暴力も絶対に許さない」「被害を見逃さない」という意識を持つことが重要です。
- 市民アンケートでは、暴力を経験したり、見たりしたことがあることとして、「言葉によるセクハラ」(35.4%)、「触るなどの身体的接触」(12.7%)、「配偶者や恋人等からの精神的暴力」(9.4%)、「配偶者や恋人等からの身体的暴力」(7.7%)等との回答があります。また、「配偶者や恋人等からの精神的・身体的・経済的暴力を経験したり、見たりしたことがある」との回答は、女性が男性の約2倍、「配偶者や恋人等からの社会的・性的暴力を経験したり、見たりしたことがある」との回答は、女性が男性の5倍以上となっており、女性が被害を受けやすい状況がうかがえます。
- 家庭内でのDV※が子どもの目の前で行われた場合は、児童虐待にあたり、子どもの心身に計り知れない影響を与えます。
- 若年層では、交際相手などからの暴力(デートDV※・ストーカー行為)も問題となっており、若者を被害者にも加害者にもしないための予防啓発の推進が重要となります。
- 情報通信技術(ICT※)の進化やSNS※などの新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、女性に対する暴力の被害は一層多様化しており、デジタル性暴力※など、新たな形の暴力に対し、迅速かつ的確に対応していく必要があります。
- ストーカー・性犯罪は、自己中心的な考えなどで被害者の人権を大きく踏みにじる行為であり、地域一丸となって発生防止に努めていく必要があります。

## 施策の方向

### (1) 暴力の発生予防の推進

女性に対する様々な暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることをあらゆる機会や媒体を通し、暴力を容認しない社会環境の整備に向けた啓発を行います。

| 施 策 項 目        | 内 容                                                                                                 | 担 当 課                   |
|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| ①広報・啓発の充実      | 市民や企業を対象に、広報紙やホームページ、その他の様々な手段や機会を活用して、DV、セクシュアル・ハラスメント※、ストーカー、性犯罪などあらゆる差別や暴力を許さない意識を高めるための啓発を行います。 | 協働推進課<br>商工観光課          |
| ②デートDV※の啓発     | 主に若年層を対象に、広報紙やホームページ、人権学習の機会などを活用して、デートDV※の加害者にも被害者にもならないようにするための啓発を行います。                           | 協働推進課<br>社会教育課<br>学校教育課 |
| ③加害者への教育や指導の充実 | 国や民間団体による加害者への教育や指導についての取り組みを情報収集するとともに、関係機関と連携した取り組みの推進を図ります。                                      | 協働推進課                   |
| ④自主防犯活動への支援    | 青少年への性犯罪などを防止するために、関係機関と連携・協力し、地域自主防犯組織の育成と活動支援を行います。                                               | くらし安全課                  |

### (2) ストーカー、性犯罪等の防止

ストーカー、性犯罪等の発生防止に向けた啓発活動を行うとともに、発生時には関係機関と連携して、迅速かつ的確に被害拡大の防止などに取り組みます。

| 施 策 項 目 | 内 容                                                                                            | 担 当 課         |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| ①広報・啓発  | 女性が主な被害者となるストーカーや性犯罪などは男女共同参画社会の実現を妨げる要因であり、また重大な人権侵害であることを、広報紙やホームページ、その他の様々な手段や機会を活用して啓発します。 | 協働推進課<br>関係各課 |

## 数値目標

| 目 標 項 目     | 現状（令和2年度） | 目標（令和8年度） | 担 当 課  |
|-------------|-----------|-----------|--------|
| 地域自主防犯活動団体数 | 7 団体      | 8 団体      | くらし安全課 |

## 重点目標 2 相談・支援体制の充実

### 現状と課題



- DV※は家庭内において起こることが多いため、外部からの発見が難しく、また、加害者に罪の意識が薄いことや、被害者が恐怖心を持ったり、報復を恐れたりすることで、相談や届出をためらうことから、事態が潜在化しやすく被害も深刻化しやすい傾向にあります。
- DV※と児童虐待は、同一家庭内で同時に発生しているケースが多いことから、令和元（2019）年6月の児童福祉法等一部改正法に伴い、DV防止法も改正され、児童虐待と密接な関連があるとされるDV※被害者の適切な保護が行われるよう、関係部署及び児童相談所と連携を強化することが求められています。
- 市民アンケートでは、約3割が暴力を受けたときに相談する窓口を「知らない」と回答しています。
- 今後は、窓口の周知拡大をさらに図るとともに、被害が起こったときに迷わず相談できるよう、相談しやすい環境整備にも努める必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症による外出自粛やテレワーク※、休業や失業の増加が引き金となり、生活困窮や家庭生活の負担が増加することで家庭関係の悪化し、DV※相談件数が増加することが懸念されます。
- 関係機関との連携をさらに強化して、プライバシーに細心の注意を払いながら、安全確保や自立に向けた支援の充実に継続して取り組むことが重要です。

### 施策の方向

#### （1）相談体制の充実

警察や配偶者暴力相談支援センター等関係機関との連携による相談支援体制の充実を図るとともに、DV※被害が潜在化しないよう、相談窓口の周知に一層努めます。また、被害者が安心して相談できるよう、相談員の資質向上等、さらなる支援体制の充実を図ります。



| 施 策 項 目  | 内 容                                                                                                                  | 担 当 課           |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| ①相談窓口の周知 | 「DV相談窓口周知用カード」を市内公共施設や医療機関、商業施設等へ設置し、相談窓口の周知拡大を図ります。                                                                 | 協働推進課           |
| ②相談体制の充実 | 弁護士による無料法律相談や人権擁護委員によるなやみごと相談等の開催による相談体制の充実を図ります。<br>また、被害を受けた方が相談しやすい環境整備に努めます。                                     | 協働推進課           |
|          | 母子父子自立支援員・家庭児童相談員の相談窓口への配置や、子育てのちょっとした不安や悩み、また障害に関する相談が気軽にできる「りんくステーション（子ども・障がい者相談支援センター）」など関係機関との連携による相談体制の充実を図ります。 | 子育て支援課<br>社会福祉課 |
|          | 市役所内関係課によるDV※等相談支援ネットワーク連絡会議において、相談体制の充実方法などについて検討します。                                                               | 協働推進課<br>関係各課   |

## （２）支援体制の充実

被害者の安全を確保するとともに、自立に向けた経済面・精神面などでの支援を、関係機関と連携して行います。

| 施 策 項 目      | 内 容                                                                               | 担 当 課         |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| ①DV※被害者等への支援 | 被害者等の緊急一時保護や自立に向けて、岡山県女性相談所や警察等の関係機関と連携し、DV防止法に基づく支援等を行うとともに、避難施設等に関する情報の収集に努めます。 | 協働推進課<br>関係各課 |
|              | 住民基本台帳事務におけるDV※・ストーカー・児童虐待等の被害者の保護のための支援を行います。                                    | 市民課           |

## 数値目標

| 目 標 項 目                               | 現状（令和2年度） | 目標（令和8年度） | 担 当 課              |
|---------------------------------------|-----------|-----------|--------------------|
| 相談事業利用人数                              | 187人      | 280人      | 協働推進課              |
| 暴力行為等を受けたときに相談窓口があるのを「知っている」と回答した人の割合 | 64.5%     | 100%      | 協働推進課<br>(アンケート調査) |

◆新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和2年度の相談事業は中止したものもあるため、令和元年度の実績値で評価を実施。



## 第 5 章 計画の推進

### 1 推進体制の整備

本計画に基づく施策が、学識経験者・関係団体の代表者または職員・公募委員で構成される「赤磐市男女共同参画推進審議会」の意見を反映させながら、庁内担当課の連携のもと、男女共同の視点に立って総合的かつ効果的に実施されるよう、市長を長とする「赤磐市男女共同参画推進本部」の組織強化と機能充実を図ります。

### 2 男女共同参画に関する情報提供の充実

市民・事業所・地域団体・NPO※等関係団体の男女共同参画への理解を深め、主体的な取り組みを支援するため、広報紙やホームページの活用などにより男女共同参画に関する情報提供の充実を図ります。

### 3 男女共同参画に関する市職員研修の充実

職員一人ひとりが男女共同参画の視点に立って施策を推進するとともに、性別にとらわれず能力を発揮できる職場環境を整備するため、職員の研修機会を充実させ、男女共同参画への理解と意識改革を促進します。

### 4 市民・事業所・地域団体・NPO※等との協働による推進

市民・事業所・地域団体・NPO※等の関係団体と行政が一体となって施策が推進されるよう、関係団体と行政の連携を図るとともに、計画内容の周知、各種情報の提供、ネットワークづくりの支援を行うなど、関係団体の主体的な取り組みを促進します。

### 5 施策の点検・評価

本計画の施策が計画的に、また着実に実施されるよう、PDCAサイクル※の考え方に基づき、年度ごとに計画の取り組み状況や数値目標の達成状況を点検・評価し、結果を公表します。また、状況に応じて施策や数値目標を見直すとともに、5年後に計画の改定を行います。

### 6 国・県・関係機関との連携

国・県・関係機関と連携し、情報の共有や事業協力を図り、効果的に施策を推進します。

# 資料編

## 1 用語解説

### ア行

#### ICT

Information & Communications Technology の略で、通信技術を活用したコミュニケーションのこと。

#### アウトリーチ

支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対して、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けるプロセスのこと。

#### 育休復帰支援プラン

中小企業が、自社の従業員の円滑な育休の取得及び育休後の職場復帰を支援するために策定するプラン。プランを策定・実施することで、従業員は安心して育休を取得し復職でき、他方、制度利用者の所属する職場では、早く休業に送り出すことができる。

#### SNS

Social Networking Service の略で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。

#### NPO

Non-Profit Organization の略で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。

#### エンパワーメント（権限付与）

各々が本来持っている力を引き出し、問題解決の手段として自らの中に力を蓄え積極的に行動すること。特に、女性が自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で政治的、経済的、社会的、文化的に力を持った存在となり、力を発揮し行動していくこと。

### カ行

#### 家族経営協定

農業経営を担う家族全員が、お互いの意思を尊重し合いながら、共同経営者として農業経営の作業分担や報酬、休日、家事等の作業分担について文書で取り決めたもの。

#### 共生社会

障害がある、ないにかかわらず、女の人も男の人も、お年寄りも若い人も、すべての人がお互いの人権や尊厳を大切にし、支え合い、誰もが生き生きとした人生を送ることができる社会。

## クラウドソーシング

不特定の人（crowd=群衆）に業務委託（sourcing）するという意味の造語で、ICT を活用して必要な時に必要な人材を調達する仕組みのこと。

## 合計特殊出生率

1 人の女性が生涯に何人の子どもを産むかを表す数値。15～49 歳の女性の年齢別出生率を合計したもの。

## サ行

### ジェンダー（社会的性別）

人間が持つ生まれつきの生物学的性別ではなく、社会通念や慣習の中で社会によって作り上げられた男性像、女性像のこと。

### 持続可能な開発目標（SDGs）

2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標のこと。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを誓っている。



### 人口置換水準

人口が増加も減少もしない均衡した状態となる合計特殊出生率のこと。

### スポレクフェステ

赤磐市民に対しスポーツとレクリエーションに親しむ機会を提供し、市民相互のふれあいや生涯スポーツにつながるきっかけづくりを目的とするスポーツイベント。

### 性的マイノリティ（性的少数者）

同性愛者、体の性とこころの性が一致しない人などをいう。以下の頭文字をとって「LGB TQ」とも呼ばれる。

- ・ L（レズビアン）：女性の同性愛者
- ・ B（バイセクシュアル）：両性愛者
- ・ T（トランスジェンダー）：生まれたときの法的・社会的性別とは違う性別で生きる人、生きたいと望む人
- ・ Q（クエスチョニング）：自らの性のあり方について、特定の枠に属さない人、わからない人等
- ・ G（ゲイ）：男性の同性愛者

### セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反した、性的な性質の発言や行動を指し、それによって仕事などを遂行する上で一定の不利益を被らせたり、それを繰り返したりすることによって就業環境や学業環境などを著しく悪化させること。男性から女性に対するものだけでなく、女性から男性へ、あるいは同性間での性的いやがらせも、セクシュアル・ハラスメントとみなされる。

---

## タ行

---

### 地域包括ケアシステム

高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援を一体的に提供する仕組み。

### 地域包括支援センター

地域で暮らす高齢者を対象に、相談や介護予防事業の実施、権利擁護事業など総合的に取り組む機関。市町村に設置されている。

### チャレンジデー

赤磐市民の健康増進の推進にあたり、運動の日常化・習慣化の定着促進を図るため、実施する住民参加型スポーツイベント。

### デートDV

交際相手から行われる暴力行為のことをいい、身体的な暴力の他、大声でどなることや、他の人とのメールをチェックすることなどの精神的な暴力も含まれる。

### デジタル性暴力

デジタル機器や ICT（情報通信技術）を用いた性暴力被害のこと。

### テレワーク

「tele=離れた所」と「work=働く」をあわせた造語で、ICT（情報通信技術）を利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方。

### DV（ドメスティック・バイオレンス）

domestic violence の略で、夫婦や恋人など親密な関係にある、又はあった男女間で振るわれる暴力のこと。女性が被害者である場合が圧倒的に多い。その形態は、身体的なもの、精神的なもの、性的なもの、経済的なものなど様々であり、多くの場合、何種類かの暴力が重なって起こっている。

---

## ナ行

---

### 認定農業者

市町村が策定した農業経営基盤強化促進基本構想に示した農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者で、市町村が地域における将来にわたる農業経営の担い手として認定した農業者。

---

## ハ行

---

### PDCA サイクル

Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）の4段階を繰り返して業務を継続的に改善する方法。

## ファミリア

赤磐市内の大苅田読書公園で毎週月曜日と第2・第4木曜日に実施している子育てに関する定例相談の場。相談や、子育て家族での交流を深める場となっている。現在は、新型コロナウイルスの影響で、子育て家庭での交流は中止としている。

## ファミリー・サポート・センター

会員組織により、育児に関する相互援助活動を行う。預かる側の提供会員と利用者側の依頼会員が共に登録し、アドバイザーが組み合わせ、相互援助する仕組み。

## フレックスタイム（時差勤務）

1日の労働時間は一定とするが、入社・退社時間を各自が自主的に決定することができる勤務制度のこと。

## ポジティブ・アクション

様々な分野において、固定的な性別による役割分担意識等から活動に参画する機会の男女間格差が生じている場合、これを改善するために必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実践していくもの。

---

## マ行

---

### マタニティ・ハラスメント

働く女性が、妊娠・出産を理由に、解雇、雇い止め、降格などの不利益を被ったり、職場で精神的・肉体的な嫌がらせを受けたりすること。

### メディア・リテラシー

メディアを主体的に読み解き、活用し、コミュニケーションを創造する能力のこと。また、情報を見極める能力。

---

## ラ行

---

### ライフステージ

出生・就学・就職・結婚・子育て・退職などの年齢に伴って変化する生活段階のこと。

### リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

「性と生殖に関する健康と権利」と訳され、すべての人の、中でも女性が生涯にわたって、自らの健康の保持増進と自己決定を図ることと、そのための身体的・精神的・社会的な諸権利が基本的人権として保障されていること。

---

## ワ行

---

### ワークシェアリング（仕事の分かち合い）

労働時間の短縮などにより、より多くの人で仕事の総量を分け合うこと。

### ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

老若男女誰もが、自己の人生の段階に応じて、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動を、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。

## 2 第4次赤磐市男女共同参画基本計画策定の経緯

| 日 程                | 経 過                                                |
|--------------------|----------------------------------------------------|
| 令和2年11月13日         | 令和2年度第2回赤磐市男女共同参画推進審議会<br>(市民アンケート及び事業所アンケートの内容協議) |
| 令和3年2月3日～<br>3月31日 | 市民アンケート調査及び事業所アンケート調査実施                            |
| 令和3年7月2日           | 令和3年度第1回赤磐市男女共同参画推進本部会議<br>(計画体系案協議)               |
| 令和3年7月19日          | 令和3年度第1回赤磐市男女共同参画推進審議会<br>(諮問・計画体系案協議)             |
| 令和3年10月29日         | 令和3年度第2回赤磐市男女共同参画推進本部会議<br>(計画素案協議)                |
| 令和3年11月9日          | 令和3年度第2回赤磐市男女共同参画推進審議会<br>(計画素案協議)                 |
| 令和3年12月3日～16日      | パブリックコメント(意見募集)実施                                  |
| 令和4年1月             | 令和3年度第3回赤磐市男女共同参画推進本部会議<br>〈書面会議〉(計画案協議)           |
| 令和4年2月             | 令和3年度第3回赤磐市男女共同参画推進審議会<br>〈書面会議〉(計画案協議)            |
| 令和4年2月             | パブリックコメント(意見募集)結果公表                                |
| 令和4年2月15日          | 答申                                                 |
| 令和4年3月             | 策定                                                 |
| 令和4年4月1日           | 施行                                                 |

### 3 赤磐市男女共同参画推進審議会委員名簿

◎会長、○副会長 (敬称略)

| 氏 名      | 所 属                 | 選出区分                    |
|----------|---------------------|-------------------------|
| ◎秋 川 陽 一 | 関西福祉大学教授            | 学識経験者<br>(3名)           |
| ○坂 本 文 江 | 赤磐市男女共同参画団体ネットワーク代表 |                         |
| 遠 藤 由 子  | 人権擁護委員              |                         |
| 岡 本 昌 士  | 弁護士                 | 関係団体の代表<br>又は職員<br>(4名) |
| 坪 井 秀 樹  | 学校長代表(赤磐市立山陽小学校)    |                         |
| 山 口 ひとみ  | 自治連合会代表             |                         |
| 山 本 奈 美  | 赤磐商工会代表             |                         |
| 黒 澤 陽 子  | 公募                  | 公募による者<br>(3名)          |
| 實 盛 保 子  | 公募                  |                         |
| 山 本 雅 堂  | 公募                  |                         |

任期：令和2年7月1日～令和4年6月30日



## 4 諮問書及び答申書

### 諮問書

赤 協 第 4 2 号  
令和 3 年 7 月 1 9 日

赤磐市男女共同参画推進審議会  
会長 秋川 陽一 様

赤磐市長 友實 武則

#### 第 4 次赤磐市男女共同参画基本計画について（諮問）

赤磐市の男女共同参画基本計画を改訂したいので、第 4 次赤磐市男女共同参画基本計画（素案）等について、赤磐市男女共同参画推進条例（平成 2 0 年 3 月 2 7 日条例第 3 号）第 2 0 条第 2 項第 1 号の規定に基づき貴審議会の意見を求めます。

### 答申書

令和 4 年 2 月 1 5 日

赤磐市長 友實 武則 様

赤磐市男女共同参画推進審議会  
会長 秋川 陽一

#### 第 4 次赤磐市男女共同参画基本計画について（答申）

令和 3 年 7 月 1 9 日付け赤協第 4 2 号で諮問されたこのことについて、本審議会で慎重に審議を重ねた結果、別添「第 4 次赤磐市男女共同参画基本計(案)」のとおり答申します。

## 赤磐市市民憲章

赤磐市は、豊かな自然と歴史、文化が調和したうるおいあふれる住みよいまちです。わたしたちは、このまちの市民であることに誇りと責任をもち、先人たちが築きあげた郷土と伝統ある文化を守りながら、活力にみちた安全で安心なまちをつくるため、この市民憲章を定めます。

- 1 お互いを尊重し、笑顔が輝くまちにします。
- 1 美しい自然と郷土を愛し、未来に伝えます。
- 1 いのちを大切にし、心とからだを健やかにします。
- 1 いきいきと働き、まちに活力をあたえます。
- 1 生涯を通じて学び、知恵と勇気とやさしさをそなえます。

## 人権尊重都市宣言

私たちは、日本国憲法により、一人ひとりかけがえのない存在として尊重され、健康で豊かに幸せな生活を営むために欠かすことのできない基本的人権が保障されています。

しかしながら、価値観の多様化や急速な社会情勢等の変化により、新たな人権問題も発生しています。

人権が尊重される社会の形成をめざして、すべての市民が人権尊重の意識をもちながら、たゆまぬ努力をしていく必要があります。

よって、ここに基本的人権の尊重を市民全体の目標とし、一人ひとりが人権を尊重することの大切さを認識し、将来にわたり心豊かな潤いあふれる住みよいまちとなるため、赤磐市を「人権尊重都市」とすることを宣言します。







## 第4次赤磐市男女共同参画基本計画

発行年月:令和4(2022)年3月 発行:赤磐市 編集:赤磐市市民生活部協働推進課  
〒709-0898 岡山県赤磐市下市344 (電話)086-955-1114 (FAX)086-955-1353